出席議員(16名)

1番	平 間	奈緒美	君	2番	佐々木	裕 子	君
3番	佐久間	光洋	君	4番	髙橋	たい子	君
5番	安 部	俊 三	君	6番	佐々木	守	君
7番	広 沢	真	君	8番	有 賀	光 子	君
9番	水 戸	義 裕	君	10番	森	淑 子	君
11番	大 坂	三 男	君	12番	舟 山	彰	君
14番	星	吉 郎	君	15番	加藤	克明	君
16番	大 沼	惇 義	君	17番	白 内	恵美子	君

欠席議員(1名)

18番 我 妻 弘 国 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	平	間	春	雄	君
会 計 管 理	者	村	上	正	広	君
総 務 課	長	松	崎		守	君
まちづくり政策課	長	平	間	忠	_	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	武	Щ	昭	彦	君
町民環境課	長	佐	藤	富	男	君
健康推進課	長	大	場	勝	郎	君
福 祉 課	長	駒	板	公	_	君
子ども家庭課	長	永	井		裕	君
農 政 課 長 農業委員会事務局		加	藤	嘉	昭	君

小 池 洋 一 君 大久保 政 一 君 加藤克之 君 関 場 孝 夫 君 相原健一 君 宮 城 利 郎 君 伊藤良昭 君 平間広道 加藤秀典 君

教育委員会部局

教育長教育総務課長生涯学習課長その他の部局

市街地整備対策監

阿 部 次 男 君笠 松 洋 二 君加 茂 和 弘 君

代表監査委員 中山政喜 君

事務局職員出席者

主

議会事務局長

幹

長谷川 敏

中村健博

議 事 日 程 (第2号)

平成25年2月19日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

水 戸 義 裕 議員

大 坂 三 男 議員

髙 橋 たい子 議員

白 内 恵美子 議員

佐久間 光 洋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○副議長(白内恵美子君) おはようございます。

副議長の白内です。議長にかわり、議事を進行いたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、18番我妻弘国さんからありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇副議長(白内恵美子君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○副議長(白内恵美子君) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕さん、直ちに質問席において質問してください。

[9番 水戸義裕君 登壇]

- ○9番(水戸義裕君) 9番水戸義裕です。大綱3間について質問いたします。
 - 1. 町の情報発信・提供の考え方は。

地方分権、少子高齢化社会にあっては、行政だけが公共的・公益的な社会サービスを担うのではなく、町民と行政がそれぞれの担うべき分野を整理し、役割を分担し合い、協働によっての「公共」を担っていく必要があります。

住民参加には、的確な情報が必要です。そのためには、行政が進める政策等の執行過程にお ける説明責任と、情報公開が求められます。

みずから考え、みずから実行する、そしてみずからの責任はみずから負うという地方分権の

時代です。自治体が、地方分権のもとで自立した自治体にならなければならないのと同じように、町民もみずから考え、みずから実行する自立した町民に脱皮しなければならないと思います。そのためには、行政からの情報発信が必要であります。情報発信によるまちづくりの考え方についてお聞きします。

- 1) 町の情報発信についての基本的な考えと、自治体における情報提供の意義について。
- 2)情報発信を行うことによってもたらされるメリットについて。
- 3) 町からの情報発信は、提供する情報に提供側の見解や判断が入り交じることはできる限り避けなければなりません。昨年の(仮称)さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定に関する直接請求では、町の情報提供を問題視する主張がありました。これからは、「情報公開から情報提供・PRへ」という姿勢がさらに必要なのではないでしょうか。情報の公開と提供だけでなく、町民の声の反映に関する町の基本的な考え方をお聞きします。

大綱2問目、「人・農地プラン」の現状は。

本町の基幹産業である農業が、人的、経済的に厳しさを増している中で、国は持続可能な力強い農業を実現するとして、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があるとし、そのためそれぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となるとする「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の作成を促しています。

そこで、この「人・農地プラン」の内容と作成状況について伺います。

- 1) この「人・農地プラン」の作成に当たり、農業生産者に対するさまざまな条件やメリットもあるようですが、その経営体としての位置づけについては、どのような話し合いがなされているのでしょうか。
 - 2) 政権交代による影響を、町としてどのように考えますか。

大綱3問目、コミュニティFMの放送を。

コミュニティFM放送局とは、市町村の一部の地域において、平成4年1月に制度化された20ワット以下の出力で通常のVHF周波数帯を使用して放送する超短波放送局です。簡単に言うと、柴田町内だけで普通のラジオ機器やカーラジオで聞けるFMラジオ局のことであります。函館市の「FMいるか」が最初の事例で、その後急速に普及が進み、平成25年1月現在で、全国の放送局数は266局となっているようです。地域の特色を生かした番組や、地域住民が参加したり番組制作にも参加する、2WAYの番組、急を要する情報の提供や地域に密着した情報の提供など、地域情報の発信拠点として、また地域の振興、福祉の増進、住民福祉の向

上に寄与するなど、豊かで安全・安心なまちづくりに貢献できる事業であるとされています。

東日本大震災で注目を浴びたコミュニティFM。県域放送や広域エリア放送では伝えない避難所や物資の配給、自治体からの生活情報などの地元の情報を放送し、防災無線が使用不能になった地域では、災害時の一斉伝達の手段として、有効性が実証されました。

過去には、阪神淡路大震災や新潟県中越地震でもコミュニティFMが、地域の情報源としてかなり活躍したと聞いております。被災後の生活情報、復興情報、地域の外国人への情報などの提供が行われ、大きな役割を果たしたそうです。

新潟県長岡市のコミュニティ放送局「FMながおか」では、小千谷市の要請を受けて震災からわずか3日目に臨時災害放送局を開設しました。山元町の「りんごラジオ」は、この臨時災害放送局になります。現在でも、継続放送が望まれているようであります。

震災直後の最も重要な要素は、体の安全を除けば、まず「情報」です。むしろ「情報」が生死を決すると言っても過言ではありません。行政の支援が期待できない震災後の3日間、定説となっている72時間が最も困難な時間と言われています。コミュニティFM放送は、特に地域の被災状況、避難者の誘導情報、住民の安否情報、さらに大都市特有の帰宅困難者情報などの提供、流言飛語の防止にも役立つと期待されます。

そこで、町長にお尋ねします。

- 1) 町として、これまでコミュニティFMの開局を検討したことはありますか。
- 2) 日進月歩の技術革新の中で、技術的可能性を研究してみてはいかがでしょうか。研究する価値は、十分にあると思います。災害時の情報提供、平時における町からのさまざまな情報提供や地域文化の発信を通じて、コミュニティの再生に大いに役立つと考えるものであります。

以上です。

O副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 水戸義裕議員、大綱3点ございました。

まず、町の情報発信、提供の考え方、3点ございました。

1点目。町の情報公開条例に定義されている「情報」の範囲については、町職員が職務上作成し、または取得した文書、図書及び写真並びに磁気テープ、磁気デスク、その他一切の情報媒体等であって、自治体等において保有、保管しているものと定義されています。つまり、事務決裁等の一連の事務処理を経て、文書処理が終了した情報を「情報」として規定しておりま

す。現に策定中や事務決裁途中のものについては、町民に無用な混乱を招きかねないことか ら、情報としては取り扱いをしておりません。

例えば、町の政策を企画から決定するまでの意思決定の流れを、改めて説明を申し上げます。

町民の要望や町政に発生した課題に対処するための政策決定は、次の手順で進めることになります。

- 1つ目は、問題や課題を確認します。
- 2つ目は、何のために政策をつくるべきか、方向性を決定します。
- 3つ目は、方向性に基づいた戦略を策定します。
- 4つ目は、戦略に基づいた調査・分析を行います。
- 5つ目は、まとめとなる政策の企画提案書を作成します。
- 6つ目は、政策の企画提案書に対する議会や町長の合意形成の手続に入ります。

町としては、1つ目の問題や課題の確認から5つ目の政策の企画提案書の策定過程までの文書については、まだ未成熟な段階での政策であって、町の意思決定がされていないものに該当するとして、情報公開法第5条第5項、町条例第10条から第12条に規定されている「行政運営情報の除外」として非開示として取り扱いをしてきております。6つ目の段階、いわゆる最後の町長・議会の合意形成手続に進んだ際には、町長決裁や議員全員協議会等による説明が終了した時点で、情報公開の対象にすべきと考えております。

町が町民に対し説明責任を果たし、町民の知る権利を保障していくために情報の公開や提供は「原則公開」の基本理念で臨みますが、しかし未成熟な情報は町民に無用な誤解や混乱を招くものであり、今回のさくら連絡橋を考える会のチラシには、大変問題があると思っております。また、個人情報保護等、情報の公開範囲を限定する必要のあることもご理解いただきたいと思っております。

次に、情報発信を行うことによってもたらされるメリットについてでございます。積極的な情報提供のメリットの1つは、町の動きを知らせることで町政への関心が高まり、まちづくりにかかわっていただける場合が多くなることです。

2つは、町等の主催する行事やイベントについて、その楽しさを事前にPRすることで、多くの参加者を集めることができるようになることです。

3つには、常に正しい情報を町民にわかりやすく提供しておくことで、行政情報への信頼が 深まり、ご指摘のあったさくら連絡橋を考える会や柴田町の行政を考える会が誤った情報を流 布しても、誤解は最小限に抑えることができることです。

柴田町は、町政運営に関しては広報しばたやホームページ、議会だよりを基本にしながら、「よくわかるまちの仕事と予算」、「子育て支援ガイドブック」、「便利帳」などを発行するとともに、特に直接生の情報を伝えることができる住民懇談会を積極的に開催しております。 最近では、配信メールも活用させていただいております。

しかし、行事やイベントなどの情報提供については、町の広報手段が限られていることから、マスコミや情報メディアを積極的に活用していかなければならないと考えております。職員一人一人が、広報マンとしての自覚と企画発信力を高め、情報発信を行うことによるメリットを享受してまいります。

3点目。「町民の声を反映させるための町の基本的な考え方」についてでございます。

町の情報提供や情報共有のあり方について、新聞折り込みチラシでご批判をいただく場合があります。当然、批判については町民の声として謙虚に受けとめなければなりませんが、よく内容を読んでみると誤解や個人の思い込みによる記述が結構多い場合がございます。刑事ドラマで言うと、裏をとっていない情報といえます。そもそも情報とは、不確実性の量を減じてくれるものでなければなりません。町にその内容や途中経過を確認していただければ、「もっと正しい情報を、町民の皆さんに知っていただけるのに」と、残念に思っております。

町が全ての世帯に対し、ひとしく情報を発信する手段は「広報しばた」であり、「議会だより」であります。しかし、「広報しばた」は月に1回、「議会だより」は年4回の発行で、紙面も限られていることから、新聞などのように毎日リアルタイムでの情報提供は困難でございます。多くの情報を町民の皆さんに伝えたいと思っても、限界があることにもどかしさを感じております。また、町民の皆さんに少しでも正しく情報を伝えようと掲載した「広報しばた」や「議会だより」を余り町民に読んでもらえず、役場や議会を批判した記事のほうが吹聴されやすいということです。ですから、チラシなどを発行して自分たちの主張をする場合であっても、事前に事実関係を確認した上で、公平に正しい情報を発信していただきたいというふうに願っております。

昨年に開催した住民懇談会の中で、町民の方からこう言われました。「町は、もっと町民に わかりやすく、きめ細かに情報を出すべきである。まだまだ創意工夫が足りない」、これにつ いては反省をしなければならないと思っております。「しかし、私たち住民も情報提供がなさ れていないと批判する前に、広報しばたや議会だよりなどをよく読んで、みずからも情報を得 ようとする努力が必要である」と、住民懇談会で述べております。私は、まさに正鵠を射る発 言だったと思いました。こうした冷静に物事を判断できる町民がいらっしゃることに、心強さを感じたところでございます。情報共有とは、情報を発信する側と受け手側がお互いに努力することで成り立つことを、改めて認識させていただきました。

町からの政策等の情報については、広報紙や議会だより、ホームページなどによる情報提供を基本として紙面の充実を図るとともに、公聴活動については住民懇談会の開催、パブリックコメント、町長へのメッセージ、配信メール、公募委員の登用、会議録の掲載、住民懇談会やアンケート調査等、多様な方法により町民の意見を町政に反映するよう努めてまいります。

大綱2点目。「人・農地プラン」の現状でございます。

柴田町では、国の方針を受け、昨年11月から柴田町農業振興会で推進方策を協議し、12集落単位でプランを作成することになりました。集落単位に農政課と農業関係機関職員を配置し、11月27日から29日まで各集落農家を対象に「人・農地プラン」の目的や内容について説明会を開催いたしました。その後、今年1月末までに集落ごとにプラン作成のための策定会議を開催し、中心となる経営体、将来に向かうべき地域農業のあり方がおおむね決まりました。2月10日から15日までに開催した米の需給調整の集落座談会の際に、中心となる経営体、将来向かうべき地域農業のあり方について説明し、おおむね合意形成が図られました。

平成25年度から各交付金が受けられるように、3月中に各種申請書類をそろえて県経由で国に申請します。プランを申請した集落では、一定の要件を満たせば地域の中心となる経営体に集積協力する農家に対し農地集積協力金、受ける経営体に経営規模拡大交付金が交付されるようになります。また、新規就農支援として新しく農家を目指す45歳未満の方に農業研修や、農業を開始し経営が安定するまでに青年就農給付金が交付されます。

次に、政権がかわったことでの影響ですが、国の平成25年度予算案において「人・農地プラン」に関する予算・制度を継続することが盛り込まれております。また、農地集積協力金に樹園地や野菜畑の経営継承が追加され、戸別所得補償制度未加入でもよいことになるなどの条件緩和が示されております。このようなことから、政権交代による影響はないと考えております。

今回の「人・農地プラン」は、各集落の中心となる経営体の決定が主な内容になっています。本格的に農地集積や集落営農などについて話し合いを進めるのは、平成25年度からになります。プランを策定した地域を優先して圃場整備事業を採択するとの情報もありますので、今後も集落ごとに配置した職員を中心に関係機関と連携しながら、「人・農地プラン」の修正や作成を支援してまいります。

大綱3点目、コミュニティFM放送でございます。

コミュニティ放送局は、市町村内の地域において、地域の特性を生かした番組を通じて、地域のきめ細かな生活支援情報を発信することのできる放送局としての役割を持っております。 隣接する岩沼市に「FMいわぬま」が、県南地域唯一のコミュニティ放送局として平成10年4 月30日に開局してから、興味を持っておりました。

しかし、放送局を開設するには第2級陸上無線技術士以上の資格を持つ無線従事者が技術責任者として従事しなければならないこと、独立した企業体であるべき放送局にもかかわらず、経営が安定しているわけではないこと、「FMいわぬま」では年間の運営費が約4,000万円と言われ、柴田町の現在の官民の体力では、放送を継続的に経営していくことは困難な状況でございます。まずは、コミュニティFMが必要とされるような文化的な町、さらに経営力のあるまちづくりを目指してまいります。

今後、災害時には災害FM局の開局、防災行政無線、安全・安心にかかわる公的情報などを 正確に、そして迅速に住民に伝える安全・安心公共コモンズ、情報システムの活用エリアメール、配信メールを組み合わせ、地域住民の生命、財産を守ることが重要と考えます。

特に、総務省が昨年発表の携帯電話の普及率は、1人1台を超えていることからも、携帯電話の活用を優先とし、平成25年度から出前講座に配信メールの登録と利用の講座を新規に開設します。また、速やかな機器操作や発信ができるよう、職員の技術向上のための職員研修会を25年度は実施し、訓練なくして本番なしの気概を持って運用体制を構築いたします。

以上でございます。

- O副議長(白内恵美子君) 水戸義裕さん、再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 町ではこれまで、情報提供発信のもととして広報紙、それから月2回のお知らせ版ですかね、これが出されてきました。最近になって、最近と言ったらちょっとあれですけれどもホームページとか、それこそ最近になって配信メールということで、さまざまな手段を通じて町民に行政として行う情報提供という形にしているんですが、これらの要するに情報発信提供の手段として、これに対して例えば今あったんですが、広報紙に対してとかそういった情報手段に何か注文というか、「ここをこうしたらいい」とか、「これはよくない」とかというふうなことで、何か評判ということが町に寄せられているとすれば、それについてお聞きしたいんですが。
- O副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

広報については、「もう少し字を大きくしてくれ」というような要望が来ております。 それからホームページについては、やはり「ある程度最新の情報を更新してくれ」と、こう いうような形の要望が来ております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 字を大きくしてくれということは、まさにそういうふうになるんだろうなと。私が調べましたところでは、自治体情報の入手方法ということでは、広報紙がやはり多いんですよね。ほとんど半分以上の方、10代から60代くらいまでいっても、半分以上の方がこの広報紙から得ていると。この情報というか、これはいつ調べたのかちょっとわからないんですが、それを私も調べたんですけれども、60代ではやはり82%の方が広報紙を使って、自治体情報を入手しているということなんですね。そうなると、やはり年齢的に、私もその中に入りますが、目が悪くなってくるということになると、字を大きくされないと読んでも読みにくいというふうになるんだろうなというふうに思います。

当然字が大きくなれば、伝える情報が少なくなるということになると、ページ数をふやして までといったようなことになるのかなというふうに思うんですが、今のところ広報しばたとい うのは今の紙面のようになってどれくらいになるんでしょうか。例えばこの紙面の内容を、ち ょっと年齢やら時代に合わせて変えていくというふうな、もっとわかりやすくという要望も多 分あると思うんですが、その辺どうでしょうか。

- ○副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 何年前ということは、ちょっと私も記憶にはないんですが、組みかえの段を5段から4段にするとか、そういうような紙面の構成は逐次やらせていただいています。ただ、実際的にはやはり伝える情報がかなり多くの量を占めてきております。それに対して、どれだけのページ数にするかということで、毎月編集会議においてもできるだけ決められた12ページ、16ページのページ数の中で、どれだけの情報を優先的に出すかということで、苦慮をしているのが現実です。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) そういう意味では、確かに見る側のことも考えなくちゃいけないということは確かなんですが、やはり出す側にも限りがありますし、伝えたいこともいっぱいあると。それで、広報だけで足りなくてお知らせ版というのが月に2回ということで、ただこれもいわゆる紙ベースでありますので、配達しなくちゃいけないということになると、月2回が例えば3回、1週間に1回とか4回になるようなことになっても、それを配達する方のことを考

えると、そこまではいかないだろうというふうに思います。

今そういう意味では、ホームページが当然あるんですが、このホームページでもやはりインターネットユーザーという方では、3人に1人は自治体のホームページから情報を得ているんだというふうな調べたものがあるんですが、今、町のほうの情報手段の中でのホームページに対しての要望というのは、どんな形のものが来ていますか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を、まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) できるだけ見やすい、そして検索できやすいというよう なことの要望は聞いております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 当然パブリックコメントというのも、インターネットを利用されるのが 多いと思うんですが、いわゆる直筆の紙によるパブリックコメントというのもあると思うんで すが、比率的には当然ネットのいわゆるホームページでのパブリックコメントのほうが多いと 思うんですが、その辺の状況はどんなもんでしょうか。
- O副議長(白内恵美子君) 答弁を、まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 直近でパブリックコメントを実施しました住民投票条例のパブリックコメントについては、実際的には閲覧的にはホームページでは見ますけれども、解答は紙がほとんどでした。6人の方からいただきまして、紙ベースがほとんどでした。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) ああ、そうなんですか。このパブリックコメントというのは、たしか総務省の手続等の概要ということで、公示日から30日以上というふうに日数が決められているんですが、本町もやはりそれと同じ、いわゆる法的制度プラス何日かというふうなこともやっているんですか。
- ○副議長(白内恵美子君) 答弁を、まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

今回、住民投票条例は30日以上というような形で、基本は30日というように決めてありますので、それでやっております。あと事案的には、やはり2週間というような事例で、パブリックコメントを実施しているという経過もあります。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) これは、30日というのは寄せられるのがその30日以内ですよね。それをするために、事前に公示するというか、ネットで公示すると思うんですけれども、こういうこ

とでパブリックコメントを募集しますということになると、それは何日前から始まって、その 過ぎてから30日ということになるんだと思うんですけれども、何日前から掲示してあるんでし ょうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を、まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的には、掲示を始めてから30日というような解釈で、今運用させていただいています。ただ、実際的にはお知らせ版に「パブリックコメントを掲載します」というようなことも事前に周知をして、何日からというふうな運用で行っております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) それで、そのパブリックコメントを求めるために、ネットだと多分PD F形式になるのかと思うんですけれども、時期的にそれを読み上げて、提案する人たちがする ための時間を考えると、内容についてもある種1週間なり10日なりの事前公開というかな、そ ういうのをやってじっくり読んでいただいて、納得した上で疑問や質問ということでやっても らうというふうな方法もあると思うんですが、その辺について考えはどうでしょうか。
- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

パブリックコメントを実施しまして、実際的には3生涯学習センター、あとまちづくり推進センター、役場本庁、槻木事務所、こういうような重立ったところには閲覧用というか配布用という形で、その資料を現物的に置いておいて、それを差し上げるというような対応も今行っております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) わかりました。いずれにしても、全国的に見てもこのパブリックコメントは少ないらしいですよね。何件だから少ない、何件だから多いといった基準があるというわけではないといえばそうなんですが、全国的にはパブリックコメントを寄せられているのはやっぱり少ないらしいというのが実情のようです。ですから、やはり読んでもらってわかってもらうだけでもいいと言えばそういうことなんですが、コメントを寄せてもらうということをするためには、やはりそれなりの手段はこれからも考えていかなくちゃないんじゃないかなというふうに思います。

その寄せられたパブリックコメントに対して、その後の町の対応としてはどのようにするんですかね、その辺をお聞きします。

- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- 〇まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

実際的には、いただいたものについては一つ一つ町の考え方を、まずホームページ上に掲載をさせていただくという形になります。それで、具体的に政策としてどういうような形に今回の提案が、パブリックコメントでいただいた意見が政策としてどういうふうに反映したかというようなものまで合わせたところで、公表をさせていただいているということになります。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) ホームページでのパブリックコメントは見ているんですが、枠の中に「これこれの意見があって、町の考え」というふうにあるんですが、要はそれだけで終わるという話ではないんですが、意見を寄せられた方に個別に例えば「これこれこういうことです」という詳細にわたってということをやることはしているんですかね。その辺をお聞きします。
- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) パブリックコメントの要綱の中には、あくまでも個人に解答するようなそういう取り決めはされておりませんので、その辺についてはご了承願いたいと思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 済みません、今のは。特定されるわけではないというで、そういうことでは。

「町長への便り」は、広報で当然年に何回か載せられますが、例えば町長が就任されてからでもいいですが、町長への手紙、はがきが寄せられる状況というのは、いわゆる町長に就任してからこれまででふえているとか、変わらないとか、減っているということでは、どんな状況なんですか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 私は、直接住民からいただく町長へのメッセージ、これを大事にしなさいと職員にはいつも言っております。そして、必ず月に1回庁議というものがあるんですが、庁議にまちづくり政策課からメール、または町長へのメッセージについては表をつくって、その内容等について分析して、報告をしているということをやらさせていただいております。特に、個人の要望については丁寧に説明しなさいということで、最近では道路関係なんかは都市建設課のほうで現場に行って直接その方々に説明すると、そういう対応をさせていただいております。

ですからすぐにできる場合と、やはり時間がかかるという場合がございますので、それについては町民の方に「こういう理由で、今はちょっとできません」というお話をすると、納得していただける。私は、町民は内容というのは、大体予算があってというのはわかっているんですね。ただ、自分の提案したことがすぐに対応していただけるかどうか、私はそこを見ているんだというふうに思っております。ですから、なるべくこの町長へのメッセージ、はがきというふうにして出しやすいようにしてほしいということで、前は年1回やっていたんですが、今は年2回やることにしております。一番大事なメッセージではないかな、その他にもありますけれどもね。必ず町長が目を通して、職員に丁寧に解答するようにさせていただいております。

傾向については、まちづくり政策課長に答弁させます。

- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) ことしの傾向というようなことで、お話をさせていただきたいと思います。ことし1月末現在で、メッセージ受け付けいただいたのが148件あります。その中で、43名の方からいただいているメッセージについては記名なしということで、回答ができないということもあります。

ことしの特徴としましては、都市建設課が断トツにメッセージの要望が多いということです。それから、まちづくり政策課が2番目です。特に、公共交通に対してのメッセージの件数がふえております。それから、3番目として商工観光課、これは観光まちづくりということで「しばた桜まつり」に対してのメッセージとか、こういうような形で毎年行政の課題、問題において条件が違いますけれども、件数的にはほとんど同じような傾向の中で推移はさせていただいているというふうには読んでおりました。以上です。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) わかりました。

やはり都市建設課というのが多いというのは、いわゆる生活インフラ、日常インフラの道路、側溝に対するのが多いのかなというふうにも勝手に思いますが、確かにそういうことだろうというふうに思います。

情報公開ということでは公開条例もあって、その中ではさっき町長の答弁にあったように、何でもかんでも公開すればいいとか、何でもかんでも公開請求すれば公開してくれるんだろうというふうなことはないということは、最初から町民の方もやはり考えてやってもらわないと、「公開請求したのに、しなかった」という話はないんだろうというふうに思いますので、

そういった意味では情報を公開するほうもされるほうも、やはり何というか社会通念上とか常識で世の中は動いているわけなので、それについてああだのこうだのというふうなことは、またそれは別物だろうというふうに思います。

情報提供という言葉を今言いましたけれども、例えばこれは雪国ということでちょっと見たんですが、札幌では除雪作業を「どこの道路を、いつします」といったことを、ホームページでわかるように流しているそうです。地図上に、それもわかりやすく。ということで、それがさらには「ここの作業をいつ、何日に除雪する予定です」、それから「ただいまここの路線は作業中です」、「こっちは作業終了しました」というふうに、細かく情報提供しているということなんですが。例えば、そういった意味からいくと、今情報の提供ということになると、本町内の道路の改修、例えばということで自分の地元でいうと、例えば「下名生の何号線は、いつ、何日ころに舗装の改修をします」とか「拡幅します」とかといったようなことを、例えば我々予算書を見て今年度の予算の中では当然地区の、大きくやるところでは「どこそこの何号線をどういうふうにする」というのが予算書のあれからわかるんですが、これは町民の方には情報がそこまで、予算書が行っているわけじゃないんですから、そういった意味では今言ったように下名生だったら下名生の道路が「ことしは何月ころに始まりますよ」と。当然入札が終わってからの話ですけれども、ただ計画的には「こういうふうな予定があります」といったようなことを流すというのも、一つは情報の提供ということではあってもいいんじゃないかというふうに思いますが、この辺について考え方としてどうでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 答弁を、都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 情報の提供のあり方だと思いますけれども、予算関係「わかりやすい柴田の予算」、あるいは町長の新年号の「広報しばた」等々で、例えば新年度であれば「こういうことをやりますよ」という形では、当然お知らせをしておりますが、工事を発注して、そして業者が決まって、工期がこれくらいまでという形については、当然地元の区長さん、そして関連する沿道の方々等にはチラシを配って、早く終わらせますけれども、一時交通の制限とか等々で、お知らせはしております。今後とも、そういう形できめ細かに地元の方には説明を申し上げたいと、このように思います。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 確かに、今言われた答弁のとおりでしょうけれども、それでも例えば私が以前言われたのは「よくわかる町の仕事と予算」、これは「あんなに分厚いやつ金かけてつくっても、はっきり言って私配達されても、区長さんが行ったらごみ箱に入れるんです」なん

ていう話を言われたことがありまして、そのときに言ったのは、「それは見ないのは見ないで自由だけれども、やらなければやらないで町は何も教えてくれないしというふうなことを言うし、やればやったで今度は金が無駄だと言うし、そうはいいながらもやはりやらなくちゃいけないんで、その辺は理解してもらわないと、無駄だという話ではちょっとやるほうもやりきれない話なんで、今後は見るようにしてけさいや」というようなことで話をしたことがありますけれどもね。そういったことが往々にしてあるのかなと、これがいいか悪いかは別にして。

そういう意味では、公開だけじゃなくて提供して、町がやっていることのPRということでも必要だろうというふうに思います。例えば、「町ではこういうことをしますよ」と。「こういうことをしていますので、これはほかにないので、ぜひほかに行ったらPRしてください。しかも、柴田の町民としてこういうことをやってるんで、誇りに思ってくださいよ」とか、町民から始まって議員も職員も、そういう意味では動く看板ということで、ほかに行ってもPRできることがやはりあるということで、そういったことで町民にそこまで期待するというか、そういうふうな提供の中からPRまでというふうなことを検討されたようなことはあるんでしょうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 先ほど町長答弁の中に、情報発信を行うことのメリットというようなことで答弁をさせていただいたと思いますが、特にこういうような形で情報を知る、知らせるというような形で、掘り下げるような形でいろいろな町の開催するイベント情報とか、そして事業、この辺は詳細的に説明すべきだろうとは考えております。ですから、町が一方的に情報を発信するだけじゃなくて、お互いに受け取りもその辺で意見交換するなり、そういうようなタイミングの中でやっぱり情報というのは生かされるべきなんだろうなというふうに思っております。

ただ、町としては先ほど来から言うように、町の情報広報マンとして持っている力と自覚を 持って対応すべきだろうというふうには考えておりました。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) そういう意味で、情報公開条例もあって、情報の提供も、公開の請求に対しても応えているということなんですが、最近というよりも昨年からですが、さっきの町長の答弁の中にあった考える会が、町内で集会をしています。私もそれに2回ほど参加しましたが、そこで言われているいわゆる主催者側の言う情報というのは、私が知り得た情報と、それから町が言っている情報との間にちょっとずれがあるなというふうに感じました。

そういった意味で、それでその回数の集会をやっているということは、情報公開とかという ふうなことと、それから自分たちで情報公開請求をして、それを得ると。それから、直接情報 公開請求をしなくても担当課と話をして情報を得て、それから正しい情報を持って伝えて集会 をするということのほうがあるべきだろうというふうに思うんですが、これに関して集会で言 われている情報を町でどの程度得ているかはわかりませんが、これに関して情報公開請求があ ったということはあったんでしょうか。

それと、私が感じたずれているんじゃないかということですが、その辺についての町からの 訂正というか、正しい情報をやってくださいというようなことで、それをやったことがあるか どうか、お聞きします。

- ○副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 情報公開の請求があったかということなんですが、全体的なということじゃないんですが、部分的には情報公開請求をしまして、そちらのほうで情報は出しているというようなことになっております。

それから、あとずれに対しての訂正です。実は、我々自体が情報をきちんと町民の皆さんにお知らせしなければならないというような立場で、常々業務を行っております。そこで、そういうような会なんかには参加させていただいて、補足というような形での説明を実際的にはその場で行っております。こういうようなところで、発言が実際的に誤っているというような指摘もしまして、訂正もお願いしたいというようなことで、再三会主催の方にはお願いはしていますが、その辺は会主催の広報、チラシというような位置づけで、それは我々が判断するというようなことなものですから、我々町当局としましては、お互いが公平な情報でないとだめだろうというようなことを、再三お伝えはしているというような現状です。

- 〇副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) うちの職員が聞いた情報は、町長にきちっと報告があるわけですから、 私としては今回の情報提供について、町からきちっと町長名で「あなた、誤っています」とい う回答をしているにもかかわらず、それをきちっと町民に伝えていただけてないと。これは、 やっぱり公開質問状というものも私のところに来ておりますが、公平に欠けるというふうに思 っているところでございます。たしか議会にも、公開質問状が2回ほど出されております。議 長名で回答しているにもかかわらず、公開がその会の中から出されておりません。これでは、 何のための公開質問状なのかわからないというふうに思っております。

そこで、正しく3点ほど取り上げて、14回ほど開催されたというふうに伺っております。そ

のときに、やはりみやぎ中核病院の負担金問題について、これが1つ取り上げられておりました。これについては「議会の議決を得ていない」と、こういう誤った情報が流されております。町民には、柴田町議会ではなくて、みやぎ県南中核病院の議会、うちのほうからは我妻議長、星議員、白内議員が所属して、議会で議決をしております。伺いますと、何ら問題なく病院の管理費割合で首長さんたちが提案したものを議会で議決したと、予算案についてですね。こういうことを柴田町に聞いていただければ、ああいう誤ったチラシを配布することはなかったんではないかなというふうに思っております。

2つ目の学校の給食センターですね、これも「3人の首長が勝手に決めた」というようなチラシがまかれておりました。これについては、1月に全員協議会で原案のたたき台を示して、そこからいろいろご意見を伺って、町民、保護者、それから学校の先生、まずは説明会を開いて、そしてご意見をいただいて、そして議会との意見のやりとりがあって、最終的に決めるそのスタートを1月にしたにもかかわらず、「もう3人の首長が決めているんだ」と、議会制民主主義を、私は理解していないんではないかなと思っております。やはり、町長が勝手に決められるようにはなっておりません。それは、議員の皆さんはわかっているんですが、傍聴している方々にきちっとご理解をいただきたいというふうに思っております。

幾ら町長たちが決めても、最終的には中核病院についてはみやぎ県南中核病院の議会、それから3町の給食センターについては柴田、村田、大河原のそれぞれの議会が判断して、1つの方向にまとまらなければ決まらないんだということを、やはりその会の中で、もう14回もやっているんですから、うちの職員の言ったことを次回の会ではそう説明すべきではないかなと、それが公平な情報公開ということではないかなと。自分たちは情報公開しなさいと言いながら、自分たちの会員に関しては情報が非公開になっているんではないかなと、私は憤りを感じております。

それから、アスベストの問題もそうですね。これも情報なんですが、これは町民が言った言葉ですからね、「今こんなにアスベスト問題が騒がれているときに、法律に基づかないで役場が処理したら、すぐ大問題になる」と、そう町民が発言したそうです。「そういうことは、恐らくないだろう」というふうに、その町民はその会でお話ししました。ですけれども、この話はチラシに載っておりません。不公平だと思いませんか。賛成、反対、両方でもいいと言っておきながら、こういう発言は載せない。それで、次の会のチラシにまくと、これが本当に情報公開を役場に求めている団体なんだろうかというふうに思っているところでございます。

ですから情報の提供、我々も工夫をしなければなりません。本来であれば、毎日のように町

民に届くような広報媒体があればいいんですけれども、これは限界がございますので、月1回のしばた便り、それからお知らせ版が月2回、その中でも最大限タイムリーに情報提供をやる。それから、町のほうも正しい情報の中での住民懇談会をきちっとやると、そういうことでまずやっていく。町民の方も、最低限「広報しばた」「議会だより」、これを読んだ上で「情報公開がなされていない」と言うんであればこれはいいんですが、ほとんど読んでいないで、そして一方的に批判するというのは、公平性に欠けるというふうに私は思っているところでございます。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) ただいまの答弁で、町長も熱くなるというふうな感じはわからなくはないんですが、いわゆる情報を公開請求して情報を得る、得るまではいいとしても、得てからのやはり理解する、そしてそれをいかに正確に伝えるかということをやはりしていかないと、今町長が熱く語ったようなことになるんだろうというふうに思います。情報は、やはりいかに行政側の都合のいいようなことじゃなく、しっかりと正しく伝えるということが大事で、それもわかりやすく、そしてそれをしっかりと理解し、納得して、それで意見を求めるというふうにしていくのが、いわゆる社会通念ということになると、そういうことになるのかなというふうに思います。

情報については、まだまだ言いたいことがあるんですが、ほかにも質問したいのがありますのでこれで終わりますが、前の宮城県知事の浅野さんが「よいものを公開するのは広報であって、悪いものも公開するのが公開である」というふうに、何かうまいことを言ったような感じもしているんですが、そういった意味では単なる公開で悪いものということじゃなくて、公開のみに終わらないで、やはり情報を提供し、さらに町のPRも兼ねてやっていけるような、そういう公開から提供、もしくはPRの時代へというふうなことで、町もこれからそういったことを考えてやっていただければいいのかなと。いいのかなじゃなくて、さらに町・行政への信頼が高まって、町民のまちづくりの意識も高まるんじゃないかというふうに考えます。

ほかに移ります。「人・農地プラン」なんですが、これはことし3月いっぱいですか、たしか提供されるのが。そういった意味で、現状私も先日座談会がありましたが、その後のいわゆる中心経営体を決めるとか、地域でどうするとかといったような、その後の状況をお聞きしたいと思います。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 3月中に、県を通しまして国のほうに申請するということで、2月

の集落座談会で12集落について、その地区の経営体でお話し合いを進めてきた結果、その地区 の形態をこの形にしましょうということで、12集落で対応をさせていただきました。おおむね 形態については、それぞれの地区で「このようにしましょう」ということで決まっております。ただ1地区、船岡地区がまだ形態が決まっていないということで、今の感触では3月中に は11集落を申請できるのかなというふうに思っております。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) これはいわゆるマスタープランという形で、町のプランということで出すんですよね。これがどこまで皆様が理解してくれているのかは、私もちょっと同じように集まりに参加しているんですが、どこまで理解されているのかということと、いわゆる条件として0.5~クタール以下30万円出しますという国の、こういったことに対しての反応というのはあったんでしょうかね。どういうふうな反応があったかということで、いわゆる面積によって違うんですが、もう10年間はやらないで全部集積担い手を農協にして、農協でやってくださいと。そういったことの反応というのは、現在どんな状況なんでしょうか。
- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 農地プランについては、国のほうで平成24年度から進めて3月中に申請しろということなので、国が求めている集落の将来の土地の集積のあり方、あるいは土地の将来今お話のあった経営転換協力金ですかね、もう5年後、10年後にやめるというふうなところまでの計画をつくりなさいというのが、国の方針でございます。ただし、今回は時間もないので、それらについては25年度以降しっかり集落で話し合いを進めて、決めていくということで考えております。今回申請するのは、あくまで中心経営体と、その地区が抱える現状と、将来向かうべき方向ということで申請したいというふうに思っています。農家の方々には、「人・農地プラン」を作成すれば、土地の集積協力金、あるいは経営転換協力金をもらえる。それから、受け手側についても規模拡大加算というようなことで、制度上については大方農家の方々には理解を得られたのかなというふうに思っています。

来年度以降、とにかく土地の集積もさることながら、集落の営農組織をみんなで話し合って、個人ではなくて集落の農業を集落営農組合のような組織をつくって、集落みんなで農業を守っていくというような話し合いを、平成25年度以降継続してやっていかなければならないというふうに思っています。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 3月いっぱいという、とりあえずその制度にまず乗らないことには、そ

のあとはもうないということだろうというふうに、確かに乗らなければ途中から「やります」と言っても、これは制度的に時間的にあるものですからね。そういった意味で12地区は進めて、それで1地区だけがまとまらないというような話ですけれども、その12地区で中心経営体というのは各地区1戸なんですか、それとも2戸とか、個人で大きくやっている人はグループ単位みたいなのでやるかという、その経営体というのはどういった状況なんでしょうかね、今現在。

- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 1点目なんですけれども、「人・農地プラン」については、今回申請しましても、平成25年度以降逐次、今回もし船岡地区が出さなければ25年度にも申請できます。それから修正につきましても、臨機応変に見直しができるという柔軟な制度になっております。

経営体につきましては、各地区ともまずは認定農業者、40名いるんですけれども、その40名をおおむねの方に各地区で経営体になっていただきました。それからミニライスセンターですね。14ミニライスセンターがあるわけですけれども、その生産組織の方々も経営体になっていただいたところです。地区によっては、例えば下名生であれば中名生の方が下名生で大きく田んぼをつくっている方であれば、よその地区の方も経営体に入っているということで、15町歩くらいつくっている認定農家であれば、3地区くらいに経営体として今回位置づけされているという方もおります。この経営体につきましても、将来私も脱サラしまして、今1町歩やっているんですけれども、将来経営規模を拡大したいというような方も随時経営体になることができます。隣にいる大久保課長も、四日市場地区の経営体になっておりますので、来年度以降一生懸命農業やると思います。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 最後のほうの答弁としては、いわゆる同業者の1人として、やはりいわゆる人の高齢化とそれから後継者の不足ということでは、もうやっぱりこれは待ったなしの状況、5年、10年なんてたちまち来てしまうんで、それから農地も今現在荒れているところが多くなってきているということでは、やはりやる気のある人はやめてまでやるというふうになるかどうかは別にしても、やる気のある人はやはり定年になってからでもできるということでは、ぜひ頑張ってやっていただきたいし、私は年なんでやめるという方は、その分応援する側に回ってくれるということでも、やっぱりそれはそれでもいいかなと。

ただ、「どうしてもあなたがやる人、私頼む人」といったような雰囲気になってくると、ち

よっとどうなのかなと。いわゆるビジネスライクに考えられるのかと。いわゆる昔からの、もう100年来というか隣近所の農家同士のつながりがあって、やる人とやらない人というか応援する人みたいに分けられるといったようなことが、地域の発展に関してどうなのかというふうに危惧する声もあるんですが、それはその地域ごとなんですから、柴田町が必ずそうなるといったことではないんですが、そういったことで例えば始まりましたその後についてというと、今の時点ではまだ考えていないと思うんですが、そういう色分けができてしまうんじゃないかということで危惧する声には、どのように考え方として持っていますんでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 農業やっていく担い手、周りはその方たちに農地を集めて効率よくしましょうという農地の出し手という、2つに分かれるかと思うんですけれども、先ほどお話ししましたように1人では農業をやっていけませんので、農地を借りる方、あるいは農地を出す方も、自分が住んでいる集落の農業を将来とも子孫まで農地を保全していくということでは、出し手も借り手も一緒に集落営農を担っていくということで、今推進しております。そういう意味で、最終的には個人経営ではなくて、集落営農組織を各地区で立ち上げまして、集落ぐるみで農業をやっていくというようなことは、来年度以降もしっかり進めていきたいというふうに思っています。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 私も、ついこの前連合会長会議の代理として出席したんですが、そこで 出されたいわゆる基盤整備、これもやるということに方向づけはなっています。船岡地区を行 くと番水制度、これがやはりひっかかるだろうというふうに思っている人が結構いますので、 前も番水制度については聞いたんですが、土地基盤整備もやったらやはり水、水稲というのは 水という字が入りますので、この辺の番水制度に関しての考え方というのは、今後どのような 方向づけがなされるかということを、お聞きしたいと思います。
- O副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 船岡地区は白石のほうから水を引いて先人たちが長年水を使って水稲をやっているわけですけれども、正直申し上げまして下名生のほうがこれまで以上に早く水が来るということは、なかなか難しいのかなと思っています。ある一定の量が水路が決まっていますので、やっぱり上流から下流ということで、当番制をしっかりみんながルールを守れば予定どおり水が行くんですけれども、それも容易なことではないというふうに思っています。その辺は来年度以降、大型圃場整備、柴田町全体を推進するということで考えておりますの

で、それから農家の方々も十数年前よりはやはり大型圃場整備をしないと、今お話のあった揚水のことも含めまして、それから冠水も含めまして圃場整備をやらなくちゃいけないというムードになってきておりますので、来年度以降は多分ここ当面の農政の最大のプロジェクトということで、10年以上の単位で進めなければならないのかなというふうに思っております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) 確かに、そういった意味ではまず環境づくりをしないと、要は少ない人数で多くの面積をやるということでは、機械化が当然導入されてこなくちゃいけないといったことでは、資金面のスーパーLだけじゃ足りなくて、やはり町からの助成というか助けがないとできないだろうというふうに思います。やはり、基盤整備については大体やるということなんだよね。その辺は、やっていただきたいと思います。

これで終わりまして、FM局なんですが、有資格者が要るということと、それから第三セクターでやるといったようなこともやり方としてあると思うんですが、町として町が直接やるか、例えばやるとすれば、そういったことでお聞きしたいと思います。

- 〇副議長(白内恵美子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 町が直接直営というような形じゃなくて、あくまでも民間の力をかりてと、実施するときはそういうような方式で進めたいと考えています。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○9番(水戸義裕君) ぜひ検討していただいて、災害のときだけやるといってもいつ来るかわからないのに、放送局といっても資材も手に入れにくいだろうと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

O副議長(白内恵美子君) これにて9番水戸義裕さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再 開

〇副議長(白内恵美子君) **再開いたします**。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番大坂三男さん、直ちに質問席において質問してください。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

O11番(大坂三男君) 11番大坂三男です。大綱2問質問いたします。

1問目。冠水対策と道路整備の現状と今後の計画は。

東日本大震災の影響で、町内の道路や上下水道施設に数多くの被害が発生し、各地で復旧作業が続いていますが、いまだ工事が完了していないところも多数あります。

住民の皆さんも状況を理解し辛抱強く待っていますが、「自分の周辺はいつ始まり、いつまでかかるのか」という問い合わせや苦情も数多くいただいております。

また、震災前から指摘されている大雨時の冠水対策、道路や側溝などの整備について、現状 はどうなっているのでしょうか。そして、今後どのように進めていくのでしょうか。私が要望 や苦情をいただいた案件なども含めて、伺います。

まず、1) 冠水対策について。

- ①鷺沼排水区雨水対策事業は、来年度あたりから本格的に事業に着手するものと理解していますが、進捗状況はどうなっているのか。
- ②この地域には道路側溝がないところがあり、道路の排水が十分にできないという問題もある。これから進める鷺沼排水区雨水対策事業の中で、側溝の整備をあわせて行えるのか。
- ③槻木市街地の冠水対策として、稲荷山用水路の分水門設置工事が進められているが、進捗 状況はどうなっているのか。
 - ④ 槻木市街地の冠水対策について、ほかの対策は考えていないのか。
- ⑤西船迫二丁目付近の上野林道付近入り口に背後地の沢水などが集まってくるが、ここの雨 水対策はどのようになっているのか。
 - 2) 道路整備について。
 - ①船岡工業団地内の舗装の劣化が激しい。改修の予定はあるのか。
- ②阿武隈急行跨線橋から中名生集会所付近までの舗装の打ちかえと、同じく中名生集会所付近から佐野間の中名生2号線の側溝整備は考えているか。
- ③槻木72号線、富沢16号線、入間田20号線、槻木2、3、4号線、槻木千間堀踏切取りつけ 部の拡幅、四日市場北14号線、岩沼に通じる道路の狭くなっている部分ですね。等の道路整備 の進捗状況と今後の計画を伺います。

大綱2問目、国の平成24年度の補正予算への対応は。

政府は、景気回復のための緊急経済対策を柱とした、13兆円余りの今年度の補正予算案を国 会に提出しております。安倍内閣は、この補正予算を景気回復に向けた政策の第一弾として位 置づけ、10兆円余りの緊急経済対策を盛り込んでおります。

さらに政府は、新年度平成25年度予算案を3月末に国会に提出する予定で、あわせて15カ月 予算と位置づけて、切れ目のない政策対応を図りたい考えであるとしており、柴田町もこの対 応に万全を期さなければならないと思います。

かつて平成20年度、21年度、22年度において、国は今回と同様に不況からの脱出を目的に年 度途中に補正予算を組み、緊急経済対策を実施しています。この間、国からは地域活性化・生 活対策臨時交付金事業、経済危機対策臨時交付金事業、社会資本整備総合交付金事業等が次々 と提示され、これを受け地方自治体は経済対策、生活対策、雇用対策を柱として諸事業を展開 しました。

今回は年度末が近づいての補正予算の成立となって、地方自治体が対応するに当たっては当然基金化や繰越事業となることは想像できますが、本町にはどのように提示されているのか。 申請事業の対象はいかなるものになるのか、現時点で把握している内容について説明をお願い します。

大綱3問目、柴田町に有料老人ホームを誘致する考えはないか。

最近、さまざまな事情で家族との同居が難しい高齢者が、老後の生活の場として安心して暮らせる住まいや施設の確保を求めております。介護の必要はなく、自立できる高齢者の方でも、夫婦だけの世帯やひとり暮らしでの生活は心細いので、有料老人ホームに入りたいと希望されている方が町内でもたくさんおられます。

しかし、柴田町には有料老人ホームがないので、ほかの町の施設を探して入居することを考えざるを得ないという声をよく耳にします。介護施設入所の待機者も多い状況が続いている中で、老後の住まいの選択肢は多いほどよく、有料老人ホームを誘致することを考えるべき時期に来ているのではないでしょうか。

槻木地区に、他市町で有料老人ホームを経営している方がおられると聞いています。このような方々のスキルや知恵をかしていただきながら、有料老人ホームの誘致の可能性について検討するよう提案しますが、いかがでしょうか。

大綱4問目、デマンドタクシーをもっと便利に。

デマンドタクシーの運行開始以来、日がたつに従って、町民の認知度が増してきているよう に感じられます。

町民の方々や利用者の方々が口をそろえて言うのは、「大河原町の中核病院や岩沼市の南東 北病院までぜひ運行してほしい」「町外に行くときは、特別料金を取られてもよい」「往復と も利用したいが、行くときはよいが帰りに長時間待たなければならいので、使い勝手が悪い」 という要望や不満の声が寄せられています。

- 質問①スタートして半年、町にはどのような利用者の声が届いているか。
- ②大河原町の中核病院や岩沼市の南東北病院までの運行について、努力する考えはないか。
- ③帰りにも利用しやすいよう、運行のシステムを工夫できないか。

以上です。

〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。町長。

「町長 登壇〕

O町長(滝口 茂君) 大坂三男議員、大綱4点ございました。

まず1点目、「冠水対策と道路整備の現状と今後の計画は」でございます。大分ありました。一つ一つお答えします。

まず冠水対策でございますが、鷺沼排水区雨水対策事業の進捗状況でありますが、平成24年度から大河原町との共同施工により補助事業として着手いたしました。平成24年度の事業内容は、本工事を行うための調整池基本設計、並びに管渠の詳細設計を行っております。25年度には調整池の詳細設計、並びに調整池を築造するために必要な用地の買収を行ってまいりたいと考えております。また、本工事といたしましては、排水区域下流側のJR東北本線から旧国道4号線の間、菓匠三全さんの裏ですね。約80メートル区間の水路改修工事を実施する予定となっております。調整池を含め、本格的な本工事の実施は平成26年度からとなりますが、できるだけ早く浸水被害の解消が図れるよう努めてまいります。

- ②点目、「鷺沼排水区雨水対策事業の中で側溝の整備をあわせて行えないか」ということです。当事業が下水道雨水の補助事業での整備手法により実施するものであることから、道路施設となる側溝の整備を同じ事業内ではできない、難しいということでございます。しかしいずれにいたしましても、当事業を進める中で排水不良箇所をそのまま放置することはできませんので、道路担当部局との打ち合わせを行いながら、今後対応していきたいと考えております。
- ③点目、「槻木市街地の冠水対策として、稲荷山用水路の分水門工が進められているが、進 捗状況はどうなっているか」という点でございます。平成23年度の繰越事業として現在進めて おり、分水門の製作については既に完成をしております。現在、その分水門を据えつけるため の工事と、排水するための水路工を実施しており、ことしの3月までの完成を見込んでおりま す。
 - ④点目、「槻木市街地におけるほかの対策は考えているか」でありますが、槻木白幡地区一

帯はご承知のとおり、旧国道4号線と現国道に囲まれた平たんな地形で、排水路は南浦排水路が稲荷山用水路に排水し、さらに東北本線沿いを通り四日市場排水機場まで排水されております。しかし、住宅化や道路舗装が著しく進行した結果、降った雨が短時間で集まりやすくなり、排水能力を超えることから冠水が発生するもので、解消には南浦排水路の拡幅改良やバイパス排水路の新設が考えられます。しかし、道路幅員の狭小、道路幅員が狭いことや、複数の地下埋設物が埋め込まれているために、今すぐ抜本的な対応は難しい状況にございます。

しかし、そうは言っておられませんので、まずは3月に完成する稲荷山用水路分水門の効果 を確認していくとともに、槻木地区排水対策調査委託で対策が可能な箇所であります槻木郵便 局付近の側溝改修などを平成25年度から施工して、冠水被害の軽減を図ってまいります。

⑤点目、「西船迫二丁目付近の上野林道入り口の沢水などの対策」でございますが、林道からの流出水が団地の雨水管にスムーズに排除可能な集水ますの改良を平成24年度に設計しております。その改良した集積ますを平成25年度工事を予定し、対策を図ってまいります。さらに、普段から林道区間の側溝やます、及び団地の雨水管への流入口などのごみの撤去や点検等を関係課と連携しながら行い、冠水防止に努めてまいります。

次に、道路の整備で3件ほどございました。

①点目の「船岡工業団地の舗装の劣化が著しい」件でございます。これは町道八入13号線と呼んでおりますが、当該路線は大型車両の通行など交通量が多く、舗装の傷みが激しくなっており、国の補正予算要求に舗装修繕に係る事業費の要望をしております。これにつきましては、衆議院が通っておりますので、参議院を通るのが25日ころということでございますので、その後に内示が来ると期待しております。

②点目なんですが、阿武隈急行跨線橋から中名生集会所付近まで、それからもう一つありましたね、中名生集会所付近から佐野間、中名生2号線の側溝整備ですね。あそこはイオンタウンですか、あっちのほうに行く道路でしたかね、ありますが、町道中名生2号線の側溝整備につきましては、中間の区間が農地で終点側に住宅や工場、ショッピングセンターが立地しており、住宅の張りついている区間には側溝が布設されておりますが、全線の整備となりますと相当お金がかかりますので、今後検討させていただきたいと思います。

そうは言っても、まずは町道下名生28号線から熊野神社に至る区間については、東船岡小学 校の通学路にも接続しますので、側溝整備を急いでまいります。

次に、③「槻木72号線、富沢16号線、入間田20号線、槻木2、3、4号線、槻木千間堀踏切取りつけ部の拡幅、四日市場北14号線等の道路の整備状況でございます。これにつきまして

は、大坂議員を初め各議員からたびたびご質問がございましたので、お答えしてまいります。

まず、槻木72号線につきましては、平成24年度予算で通行に支障を来しております高低差があることから、橋梁の切り下げ工事を発注しております。要するに、橋を低くするんですね。 橋を低くする工事を発注しておりまして、ことしの3月まで完成を見込んでおります。舗装工事につきましては、平成25年度から3カ年の計画で実施をしてまいります。

富沢16号線については、おかげさまで今年度用地買収の契約を締結しておりますので、残りの用地につきましても平成25年度で取得してまいります。工事につきましては、軟弱地盤対策としての暫定盛り土を実施し、地盤の安定を図ってまいります。

槻木3、4号線につきましては、未舗装道路解消対策として舗装工事を実施する予定で、当 初予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。槻木2号線やほかの未舗装路線 につきましても、通行に支障がないよう定期的な維持管理を行いながら、計画的に舗装を行っ てまいります。

入間田20号線の整備につきましては、10カ年待機事業の後期事業として計画されております ので、富沢16号線の工事進捗状況を見ながら、着手できるよう準備をしてまいります。

槻木千間堀踏切取りつけ部の拡幅につきましては変則交差点、これはY字交差点となっておりますので、幅員も狭くなっていることから、用地取得も終えておりますけれども、踏切前から公安委員会との協議を要し、慎重に進める必要がございます。というのは、公安委員会に申請しますと道路がストップされる危険もございますので、そういう危険を避けるためにも、当面は舗装や路肩補修など、修繕的な手法で対応してまいります。

四日市場北14号線の狭隘部の改修でございます。これは、舗装もかなり傷んでおり、平成24年度で舗装補修工事を実施し通行車両の安全確保に努めることにしております。また、今後の拡幅改良につきましては、これにつきましては地権者とも私は直接お話をさせていただいたんですが、前のかたくなな土地を売らないというような状況から、お二人とも用地を提供してもいいというふうに気持ちが変わってきておりますので、まずは計画線形などの調査を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、大綱2点目、平成24年度補正予算ですね。今話題になっている補正予算ですが、今回の補正予算は地域の活性化、雇用創出をもくろんで措置されたもので、「地域の元気臨時交付金、国費総額1兆3,980億円」が骨子事業となっております。

24年度に国の補正事業枠で認められた事業の地方負担分が対象になります。要するに、24年度で国で認めてもらっていないと、対象にならないということです。その地方負担分の80%が

交付金として措置されるということになります。

じゃあ、柴田町はどういう事業を上げていくかといいますと、該当事業として申請したのは 7事業、「道路整備事業」、それから決着いたしました「さくら連絡橋整備事業」、それから 「こどもセンター建設事業」などですが、事業にかかわる町の負担金総額はこの7つの事業を 合わせますと約4億2,000万円となります。そのうち、交付金対象として3億3,000万円を見込 んでおります。もしこれが認められますと、町の負担金はわずか9,000万円で7つの事業がで きるということになります。

ただ、全事業が認められるとは想定しにくいのですが、前倒しできる事業について全て該当事業として申請いたしました。現在国で審査されていますが、国の補正予算が通ったら、3月上旬には「対象事業、交付額」が示されるものと判断をしております。

次に、有料老人ホームでございます。この有料老人ホーム、大変複雑でございますので、若 干説明を加えながらお話をさせていただきたいと思います。

まず有料老人ホームなんですが、高齢者の生活サービスを提供する施設で、町内には実は1 カ所あります。

有料老人ホームを分けてみますと、まずは「介護つき」、「住宅型」と「健康型」の3種類に分かれます。介護保険の指定を受けた「介護つき有料老人ホーム」と、介護保険の指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」と「健康型有料老人ホーム」があります。これで2つに分かれるというのを、ご理解いただきたいと思います。

まずは、「介護つき有料老人ホーム」には、有料老人ホームの事業所がみずから介護サービスを実施する「一般型」と、介護保険サービスを施設から委託を受けた外部事業者が実施する「外部サービス利用型」とがあります。なお、介護つき有料老人ホームを建設する際には、介護保険給付費に影響するため、町の介護保険事業計画に基づく必要があります。簡単に言いますと、この介護つき有料老人ホームをつくることによりまして、介護保険料が上がってくるということです。

有料老人ホームの問題点としては、「介護つき有料老人ホーム」は第5期の介護保険事業計画には整備目標として計画されておりませんので、誘致することは難しいことになります。また、誘致するのであれば、町として建設用地のあっせんなどの優遇も検討する必要があると思います。また、先ほど申しました「健康型」と「住宅型」、これは介護保険と関係ないんですが、「健康型有料老人ホーム」については、要介護になった場合は退所しなければならない。「住宅型有料老人ホーム」の場合は、要介護度が重くなった場合は退所しなければならない。

さらに、どの有料老人ホームも入所一時金の処理問題や、夫婦入居の場合の配偶者の死亡による退所などの問題もございます。

有料老人ホームの入居については、入居一時金として高額な入居一時金が必要で、その入居 一時金の額により月々の支払い額が決定するというものになっております。このことから、有 料老人ホームの入居は初期費用がかかること、また月々の支払いが高額となる福祉施設です。

このことから、町としては第5期介護保険事業計画には整備計画の掲載がありませんが、次期介護保険事業計画の策定の際には有料老人ホームの整備計画を盛り込むことにより、安心なサービスを求める高齢者の居住施設の選択肢の1つとして位置づけをしてまいりたいと考えております。

最後に、デマンド型のタクシーです。 3点ございました。

デマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」の1月31日現在の利用登録者数は1,732人で、延べ利用者数は5,351人となっております。運行開始から、徐々にではありますがその利便性が認められ、高齢者の方々を中心に主に通院や買い物などの日常生活の足として、利用者は増加傾向となっております。

ただ一方では、デマンド交通システムの特性でもある目的地に直行する通常のタクシーとは 異なり、他の人も乗り合ってそれぞれの目的地に送迎することから、到着時間が前後してしま うことや、場合によっては目的地まで遠回りになってしまうことによる利用者からの意見、要 望等が寄せられております。

今後、利用者の方々の期待に応え、より多くの皆さんに利用していただけるよう、事業運営 主体である商工会と連携を図り、さらなる広報活動の徹底や利用者アンケート調査などによ り、要望等を踏まえながら利便性を高め、より利用しやすい運行体制となるよう努めてまいり ます。

次に、「大河原町の中核病院や岩沼の南東北までの運行」です。

町民の通院における交通圏域は、町内にとどまらないという状況であり、これらの全てのニーズに対応することは困難な状況ではありますが、特に「みやぎ県南中核病院」への運行について、要望が多くあることは十分に承知しております。

先の定例会においてもお答えしておりますが、今後の需要動向等を見きわめながら、運行には町内タクシー業者の理解と協力が不可欠であることから、「現行の運行台数で賄えるのか」「運行車両の増車は可能なのか」「経営に影響を及ぼさないのか」などの課題点等を洗い出し、課題解決に向けて協議するとともに、大河原町及び大河原町の交通事業者との調整を行い

ながら、十分に検討していきたいと考えております。

3点目、「利用しやすいよう、運行システムの工夫」です。

「はなみちゃんGO」の運行間隔については、タクシー事業者との協議、地域公共交通活性 化協議会での決定により、おおむね1時間に1便の割合で運行しており、予約方法は利用希望 便の出発時刻の1時間前までに予約センターへ電話予約をすることになっております。

この際、オペレーターは利用予約者に対し、複数の方の乗り合わせで運行することや、往復での利用予約について案内をしておりますが、通院等で帰りの時間が未確定であるということで、実際には予約をできない利用者もいるということです。

利用者の方々にはご不便をおかけしておりますが、やはり乗り合いタクシーというデマンド 交通システムの特性をまずご理解をいただき、時間に余裕を持ってご利用いただけるよう、さ らに予約センターにおける案内や、広報紙等により周知を図っていきたいと考えております。 以上でございます。

- **○**副議長(白内恵美子君) 大坂三男さん、再質問ありますか。どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) まず1問目に関しまして、いろいろ具体事例を挙げてご質問をいたしました。この背景は、私がよく議会報告なんか新聞に折り込みを入れますと、いっぱい電話がかかってまいります。「ここは、役場の建設課じゃないんですけれども」と言いたいくらいいっぱい電話が来まして、当然町にも言っているというような話のほうが多いんですが、ただ「言っても、何となくやるというような話は聞いているんだけれども、実際その詳細について、あるいはいつやるのか、どういうスケジュールでやるのかというのがよくわからない。あれ、どうなったんだべ。聞いてほしい」という形が多いんですが。そういった意味でも、さっき水戸議員の話の中でも出ましたように、いろいろ事業について町の説明、現地あるいは要望した方々への説明がもうちょっと工夫が要るんではないかなというふうに、私も感じております。

先ほど建設課長が、その工事が始まるときに「いつから始まって、どのくらいかかります」は、その地域の方々に情報を出していますという話だったんですが、むしろそういうことよりもいつ事業、工事をやるのかというようなことを前もって知りたいという、さっき課長が答弁したのは始まるときに交通規制とか、あるいは安全のことを考えて始まるときに出す情報であって、そうではなくてその事業としてやるのが、ことしはできないんだったらば来年度になりますとかというような情報が知りたいという、そちらのほうが強いんではないかなというふうに思いますが、その辺課長はどういうふうに受けとめておられますか。

〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。

- ○都市建設課長(大久保政一君) 基本的には、補助事業等であれば何年にどれくらい、あるいは何年に何メートルということで現実的にはお答えできるかと思うんですけれども、やっぱり単独事業になりますと毎年毎年事業の延長が事業費によって変わるということと、それから新年度予算といいますとやっぱり最終的には議決をもらってから説明をする必要があるんだろうと、最終的にはそう思っております。今、議員から言われた内容をもうちょっと詳細に検討しまして、議決をいただければ今年度事業、区長さんとありますので、そういう形で周知をしていきたい、環境整備を図っていきたいというようなお話といいますか、説明は今後しなければいけないんだろうと思います。そして、年間スケジュールの中でいつ、大体これくらいの仕事を発注しますということも、あわせて今後説明を検討していきたいと、このように思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それで、議決が終わった段階で、まず「今年度事業に入ります、議会で決まりました」というような情報と、あとそのとき予算まで通るか通らないかもあるんでしょうけれども、議決というのは予算の議決とか、あるいは契約案件の議決とか、いろいろ段階があると思うんですが、その辺も含めて両方の段階でお知らせするとかというようなことも考えて、ちょっといろいろ工夫していただきたいなというふうに思います。それについても、個人まで言うということではなくて、やっぱり行政区長さんとかそういう方々にという段階でいいんではないかなというふうに、私個人的には思っております。

それで、ちょっと中身についてお伺いしたいと思いますが、鷺沼排水区のことですね。これについて地域の、ただいまいろいろ平成24年度、25年度、26年度の計画について詳細に町長から答弁をいただきましたが、こういう話が現地の方々に伝わっているかどうか。最近一番直近で説明会、ちょっと現地説明会を繰り返してきたようですけれども、直近の説明会はいつなされたかお伺いします。

- O副議長(白内恵美子君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) 今現在、昨年のいつやったかちょっと覚えていないんですけれども、昨年度も実施しております。その時点で、どういった形でことしは何を、来年は何を、そして調整池についてはいつの時点でというふうな形で、地元の皆様には説明を行っております。

ただし、毎回毎回そうなんですけれども、皆様にお声がけをして全員が集まるかというとそうではなくて、やはり人数的には限られてきますので、毎回来ておられる方は「この部分をいつからやるんだな」というふうなことで、了解はしていただいているというふうには感じてお

ります。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- **O**11番(大坂三男君) その際に、限られた方々が多分繰り返して参加されると思うんですが、 今のこの計画に対してどのような反応があったか、お願いします。
- O副議長(白内恵美子君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) 問題は、やはりいつの時点から始まるのかというふうなことが、一番大きな課題だろうというふうに思っています。一番の興味は、そこの点にあったんだろうというふうに思っています。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それと、今あの辺の水路にこの冬寒いときでもミドリゴケがいっぱい下 のほうに張りついているんですが、あれは水の流れが悪いというよりも、何か近所の方ではE M菌を散布しているからなんだと。特に、悪臭等の問題はないんではないかなと地域の方は言っているんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか、考え方としては。
- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 鷺沼排水路のちょうど大河原との境目、下流側に一部河床のほうに水草といいますかが生えている箇所があります。毎年毎年、阻害は多少しているかとは思うんですけれども、毎年河川費で河床の除草といいますか、そういう形でなるべく流れるようなということで委託をかけております。

それから、もう一つ鷺沼ではないんですけれども、西住小学校の公園の前ですか、あそこはもう年がら年中、現場打ちの厚いコンクリート水路を当時つくったので、下がっているということもあって、あそこについては本当に水草でなくてアオミドリといいますか、そういうような状況でかなりたまっているという状況は確認しております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 要は、実際工事が始まるのが平成26年とか27年とかということになっていますから、そのときに大雨のときと直接関係ないかもわかりませんけれども、やはりあそこの流れが悪いということで常に清掃等は、町としても実施していく必要があるといいますか、実施していただきたいなというふうに思っています。それは、ちょっと要望という形でお願いしたいと思いますけれども。

次、稲荷山用水路の件なんですが、見てきますと用水路を真っすぐ来て水がたまるところの 上をトンネルというかあれで行って、それでカーブの内側に、そこに水路側のほうに抜けるよ うな形になって、非常に条件が悪いところではないのかなというふうに私は思ったんですが、 なぜそういうところに水門を設置したのか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 現在カーブのところに設置していますけれども、当初はこの四日市場排水機場の導水路といいますか、上を通っていますよね、その上流側に実は考えました。ただ、当然あけ閉め、あるいは工事関係でいきますと、あそこに実は細い道路しかなくて、例えば閉める、もしくは維持管理等々の重機が全然入れないということで、ちょうどカーブになりますけれども排水については全然問題ありませんので、今の場所に設置をしたということで考えておりました。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) そうすると向こうには道路がない、排水機場の脇の道路を通って、工事のときも当然ですし、操作するときのためもあってあそこになったと。それで、排水上の問題はないというふうな答弁だったんで、まあそれであれば結構でございますが。

大雨のときの水門の開閉の操作については、どのようにされるのかお伺いします。

- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) これも平成25年度の予算の中で委託という形で、実は名取土 地改良区から、水利権は名取土地改良区でありますので、地元の業者が白石川の取水口を閉めるということで委託を受けております。ですから閉めるのと、今度うちらのほうでつくっている水門をあけるのと、やっぱり一連でないとうまくないと、こう思っていますので、土地改良区から直接業者のほうに委託をしてということで、25年度の予算では一応計上しておりますので、当然連携をとりながら対応していきたいというように考えております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) そうしますと、白石川の取水口って東禅寺の脇のほうのそれと、逆に下流のほうをあける、上を閉めて下をあけるという操作は同じ事業者なり同じ方に委託すると。 ちぐはぐなことにはならないというふうに理解してよろしいんでしょうか。もしちぐはぐになるようなことであれば、ぜひ同じ事業者にやっていただくという形でお願いしたいと思いますが。
- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) これまでも、当然業者のほうに直接私どもから連絡をしてということもありますので、当然一連といいますか一体でなきゃいけませんので、そういう形で

25年度スタートをしたいと、このように考えます。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 次、上野林道というんですか、あその入り口のどんどん水が流れてきて、そこにたまっちゃって住宅のほうに流れていくという、近所の方が困っているようでございますが、それについては集水ますのほうの改良をして、スムーズに流れるようにするというような答弁だったと思います。それでうまくいけばいいんですが、やはりこの間見に行ったときにずっとあの林道を登っていきますと、かなり枯れ葉というんですかね、この時期ですから側溝に詰まっていて、随分ひどい状態になっているなと。これを果たして、どこがどういうふうに枯れ葉の掃除をするのかなというふうに思ったんですが、これはその辺の管理はどうなっているかお伺いします。
- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) あそこは確かに、斜面が杉林ということでいつも枯れ葉が落ちております。農政課としましては、上野林道だけでなくほかの林道、町全体の林道を巡回ということで、仙南森林中央組合のほうに定期的に依頼をかけております。大雨予報のあるときには、職員で降る前に巡回するということで、ここ数年の水の量も違いますので、きめ細かに雨が降るときには対応していきたいというふうに思っております。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 途中の側溝の壊れているところなんか、ありますよね。あれは直す考え はあるんでしょうか。ほこらみたいなところがあって、あの辺がちょっとかなり側溝が傷んで おりますが、修理の予定はありますか。
- O副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 平成25年度の単独費になりますけれども、修繕したいというふうに 考えております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それから、工業団地内の舗装の傷みですか、これの修繕は今回補正予算でやるということだったんでしたね。申請しているということだったように聞こえましたけれども、その辺は結構大型の工業団地なんで、重量のある車が見ているとどんどん通っていきますけれども、その舗装の強度というのはいわゆる何か通行する車とか頻度によって、舗装の厚みとか強度とかというのはどうなんでしょうか。その辺は違うような形になるのかどうか。
- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。

- ○都市建設課長(大久保政一君) 1級、2級、補助事業道路であれば当然CBRといいまして 土質の試験をして、最終的には表層工、それから粒調もしくはアスコンというのが、そして路 盤工という形でしますけれども、普通の生活道路であれば表層工舗装5センチメートルの路盤 工20センチメートル、25センチメートルくらいあれば十分かと思いますけれども、当然八入は 幹線になりますので、下のほうはきちっとこれまでも道路として使っておりますので、今回は 表層だけで十分かと、このように考えております。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) この地域に限らず、実はこの間ちょっと知らない人から声をかけられて、道路の舗装なんかをするときに、もちろん業者、建設事業者に施工していただくんですけれども、当然検査は町がやると思うんですが、検査逃れみたいなことをして舗装の厚さとかごまかすようなことがなされてきたという、その人は断定的なことをおっしゃったんですけれども、何か検査が終わった後で検査をされるようなところは厚くして、そうでないところは手抜きをしてとか、土日に工事をやっちゃって、要するに役場が休みのときにやっちゃって薄くして、あと検査のときだけは検査されそうなところだけやって、手抜きがされて、そういうのが原因になって傷みが激しくなるんだというような話を得々と私に教えてくれた人がいましたんですけれども、そういうことは絶対あってはならないと思うんですが、どうなんでしょうか。そういうことというのはあり得ることなんでしょうか。
- O副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 土曜・日曜に舗装してというようなことはないです。当然、 路盤工であれば厚さをきちっと写真管理をしますし、それから表層工であれば当然コアを抜い て厚さを確認しますし、舗装の高さもきちっと明示されて、当然成果表として上がってきます ので、それに基づいて現場で幅員、あるいは延長、あるいはコアを現場で抜いて舗装の厚さを 確認しますので、そういうことはないというように思っております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) そういうことは絶対ないというふうに、またお会いしたら説明したいと 思います。

槻木72号線なんですが、これはずっと前から地域の方々から、私に限らずいろいろな原因をいるいろ言われて、時に応じてこの場でもいろいろ要望があって、やっと始まったなという感じでございます。先ほどの説明の中で、今回はいきなり盛り上がった橋を下げると、それから何年かにわたって舗装していくということの説明がありました。これは、地域の住民の方々に

はちゃんと説明がなされて、それでわかったというような形になっているのかどうか、お伺いします。

- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) この件に関しては、区長さんから再三申し入れといいますか問い合わせがありまして、その都度まさしく平成25年度から、延長にして700メートルくらいあったと思いますけれども、今年度は橋を下げて、来年度は当然200メートルくらいになりますかね、3カ年で何とか完成をさせていきたいと。

ただ、地盤を改良しているわけではありませんので、通勤通学である程度、もしくは散歩している方、あるいは車が通っても支障のないような舗装はしますけれども、最終的にはそれが全てもつということでないということだけは、区長さんのほうに申し上げておりました。安全に通れるような、四、五年くらいもてばまた多少下がって、また盛り上げるということでつくりますということまでは一応申し上げて、了解はもらっているというように思っております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) あの地域は、やってもまた地盤沈下するよということは、私は何遍も言ってきて、地域の方もそれで理解していただけているんであれば、それで結構だと思います。 今後ともその辺の情報提供、説明はきちっと丁寧にやって、地域の方にご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、ついでに水道管をこの間修理していましたね、西葛岡の水門のあたりから。あれは どういう状況で、今まで水道管というのを使っていなかったのかどうか。たまたま見に行った ら、何とか設備さんが「水道管を今やっているんです」ということだったんで、その辺の状 況。今、その水道管というのは使っていなかったのかどうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(加藤克之君) 今までも使っている管で、ただ老朽管の補修、改修工事という ふうなことで、計画的にことしはあそこを当初予算からやるというふうなことで予定していま したので、やっているというふうな状況です。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 地域の方が、「あっちの水道管が老朽化して使えなくて、別ルートから 来ていたために水圧が思うように上がらない」というようなことを、そのように言っている方 がいるんですが、そういうことはないんでしょうか。サニータウンです。
- O副議長(白内恵美子君) 上下水道課長。

- **○**上下水道課長(加藤克之君) 今までも使っていますので、圧が低いということはないと思うんですけれども。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) いろいろ誤解があったりして、そういうふうな話が流布されているというようなこともありますので、そういうことはないということでPRしていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、槻木2号線、3号線、4号線の件なんですけれども、3号線、4号線、南北に走る道路は今回予算がついたみたいですけれども、2号線はまだ舗装まではできないということなんですが、その2号線、3号線、4号線、縦にあるところに東西に、特定の名前を言っていいかどうかあれなんですが、加茂さん宅に向かう道路がありますよね。あそこが途中までこの間舗装されて、その先がとまったために「何でとめたんだ。何でここまでやらないんだ」って。確かに私も道路を走ってみますと、舗装が「これは震災でやられたんだから、震災の予算で直せるはずだ」と地元の方がおっしゃっていまして、確かにドスン、ドスンと部分的に穴があいたみたいな形になって、途中までやって2号線につながる部分、後で図面等で説明しますけれども、その辺は震災復旧という形では計画されていなかったのか、お伺いしたいと思います。場所がわからなければ、後で結構です。

- O副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 場所はちょっと、下水道の復旧もあって、現場は私もたしか立ち会って「ここのエリアまで」という話をしましたし、それから上に登っていく路線だかちょっとあれなんですけれども、その辺も対応するようにということで考えておりましたし、それから先ほど話のあった2号、3号、4号ですか、3号、4号は2本あるんですけれども、1年ごとということでなくて2本一遍にということで平成25年度舗装を予定しておりますので、当然単独事業でありますので、その工事をやるときにもし対応ができないんであれば、それと一緒にプラスアルファとして考えていきたいなと、ちょっと今急に思いましたので、最終的にはそういう形で、現場は見ますけれども、対応させていただきたいと、このように思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) それでは、大綱2問目ですね。2の補正予算対応なんですが、これについては先ほど答弁いただきました。今国会で衆議院がやっと通って、今度参議院ということで、それに対応して15日に臨時議会が予定されているという、きのう財政課長からの説明がありました。7事業、道路、さくら連絡橋、こどもセンター、総額4億2,000万円、交付金対象

が3億3,000万円くらいだということでございますが、例えば道路については今計画されているものの前倒し申請という形で捉えてよろしいんでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 全て前倒しということでなくて、ラップしている部分も当然 平成25年度はありますけれども、今回はまさしく生活道路といいますか舗装の修繕ということ で路線、それから舗装関係、舗装がメーンとなります。それから、橋梁関係もたしか長寿命化 ということで15メートル以上の橋が11路線ほどあります。それから、トンネル関係の調査とい うことも含めて今回申請をしております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) これは、さっき町長の答弁の中で平成24年度国が認めた、そしてなおかつ25年度の前倒しだという話だったんで、その辺のちょっと区分けがよくわからなかったんで、24年度事業として国が認めているものということなのか、25年度で計画しているやつの前倒しなのか、両方なのか。もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 考え方が2つあるんですけれども、交付金を算定するための該当事業というのが1つあります。交付金が入ってきた場合に、その交付金を使う先の事業というやつがもう1つあります。一緒の場合もあるんですが、今回、平成24年度補正予算事業に24年度事業として組み立てたものが全て交付金の算定事業になります。これは、24年度事業として、一旦は24年度予算の中に置かなければいけません。これは当然実施は25年度になりますので、明許繰越というふうになると思います。

ただ、この24年度に置く事業が新たに設定した事業なのか、25年度にもともと当初計画にあるんだけれども、それを24年度に引っ張り上げたものかについては、特に問いません。とにかく、ある程度の計画概要が決まっていて、補助事業の枠内に入れば、算定される該当事業になるということです。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 全体の金額的なことはさっきわかりましたんですけれども、そのうちで ちょっとさくら連絡橋の予算について、当初5億円くらいかかって2億5,000万円くらい半分 補助があってという話、これが年度にわたってどういう関係になるのか、今回の補正予算でど ういうふうになるのかお伺いしたいと思います。
- O副議長(白内恵美子君) 財政課長。

○財政課長(水戸敏見君) 今回の元気交付金の申請ベースだけでお話ししたほうがわかりやすいかと思いますが、24年度の、本当は25年度にやるんですが、24年度に予算だけ前倒しした分が総事業費で2億5,000万円あります。このうち、もともとの国庫補助が1億2,500万円あります。残りが起債と一般財源、1億2,500万円が一般財源なんですが、今回申請をかけているのはここに対する80%を交付金として、国から該当事業になるんだから交付していただけないかという申請を行っています。

ただ、国全体で1兆4,000億円を取り合いになりますから、全額つくかどうかというやつはまだわからないんですが、これがもしもつけばさくら連絡橋単体で見れば、ほぼ9割が国費で支弁されるというふうな事業になるかと思います。以上です。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 平成21年でしたか、経済対策公共投資臨時交付金というのがあって、船岡中学校の校舎だったですね、体育館じゃなくて校舎ですよね、あれに充てると。あれに町の金を出さなくちゃなかった部分をそれに充てる形になって、その分を起債にして、その分を何か保育所の大規模改修とか、そういうふうな形にしたんですけれども、今回もそういうさくら連絡橋に係る1億2,500万円のうちの80%、約1億円くらいになりますかね、その辺もそういう使い方、要はこれは公共事業を国がやらせたくて、公共事業に使えと言ってきているんだけれども、それを前回みたいにというとちょっとおかしいんですけれども、そのまま起債してその金を浮かせて、ソフト事業に使えないかなというふうなことについてはどうなんでしょうか。
- 〇副議長(白内恵美子君) 財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 町の財源がめぐりめぐって、ソフト事業も手をかけられるということは確かにありますが、この交付金そのものに関してはいわゆる建設国債、いわゆる建設事業に充てる財源として国から交付されます。ですから、それに見合う町一般単独の建設事業がありまして、そこにもともと一般財源を打っていたんですけれども、それを交付金に充てて、浮いてきたお金をじゃあソフト事業に回そうかという算段はできるかと思いますけれども、それはこれから決まってくるんですけれども、交付金が25年度1年で使い切らなきゃいけないのか、それとも2年間くらい猶予があるのかによって、その算段はちょっと違ってきます。これについては事業の確定と、交付金額と25年度の予算内容を見ながら、計画を立てていきたいというふうに思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。

- ○11番(大坂三男君) 私、時々ここで「財政的に」という言葉を使って、そういう言葉があるのかどうかわかりませんけれども、そういううまく「めぐりめぐって」と言いましたが、こっちに使う分をこっちに使って、町の浮いたお金をソフト事業、いろいろ保育所の増設とか学校の先生の加配とか、いろいろ要望ありますよね、ここで。そういうものにぜひ使って、単なる公共事業だけに、公共事業に来たんだからって、どんどんどんどん公共事業だけに集中するということではなくして、当然それで道路とか側溝とか要望の多いやつが少しでもたくさんできればそれでもいいんですけれども、それだけに偏るんじゃなくて、いろいろなソフト事業の要望もありますので、そういうのはうまく回して、来年度にならないとわからないような部分もあるとは思うんですけれども、ひとつそういうふうなお金の使い方というふうなことも、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。何か、私変なことを言っているかどうか、ちょっと……。
- 〇副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 今回の国の補正予算なんですが、国に認められる事業がないとだめだということなんです。柴田町は、たまたまさくら連絡橋というのがありましたし、そのほかにも実は槻木中学校の校庭整備というようなこともございます。子ども総合センターというのも建てるというふうにして、県と国と交渉しておりました。その事業がたまたま対象になるということでございます。ですから、半分は国からお金をいただいて、残りの半分は自前で本来やらなければならなかったのが、その残りの半分のうちの80%はお金が来るということなので、さくら連絡橋に関して言えば2億5,000万円のうち1億2,500万円はもともと国から来る金、それから1億2,500万円は本来は借金ということだったんですが、これが認められますと1億2,500万円の80%は国から来るということなので、1億円が柴田町に交付されるということになります。

ただし、この1億円は公共事業に使わなきゃないと、これは決まっておりますので、公共事業がないと返さなければならないお金なんです。ですけれども、柴田町は今議会でも水害対策だ、道路整備だっていっぱい事業がありますので、あとは職員が頑張っていただければ、この新年度予算にプラスアルファで、1億円の道路整備がいっぱいできるということになります。道路整備は、本来一般財源で補塡しなければならなかった1億円が、今度は使わなくていいわけですから、これを福祉、それから図書館の整備とか、子供たちのエアコンとか、ああいうところに回せるということなので、もしこの事業を計画していなければ、柴田町はさくら連絡橋を計画していないと、1億円は来なかったということになるということです。

ですから、なるべくだったら本当についてほしいなというのが、町長の要望でございます。以上です。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) じゃあ、さくら連絡橋を計画していたために、学校にエアコンついた、図書館が充実した、本がいっぱい買えたということになれば、万々歳だと思います。ぜひ、それがつくように祈っていたいと思います。多分、つくでしょう。国が「やれやれ、やれやれ」って言っているんで、多分つくと思います。期待しております。どうぞ、ソフト事業にいっぱいお金を使っていただきたいなというふうに思います。

それから有料老人ホームについて、確かにいろいろ調べてみますと、いろいろな形態といろいろな金額と、いろいろあります。ただ、やっぱりお金を出してでもそういうところに入りたいというお金持ちもいっぱい実はおりまして、そういう方にそういう1つの選択肢としてそういう施設を、ほかの町のように町にもあればいいなと。特に、できれば槻木の風光明媚な葛岡のお山の公園のほうにでも欲しいなと言っている人もいますので、そういうのも1つの候補地として、そしてそこに温泉を掘って、温泉保養地と老人ホームと、あと世代間交流みたいなこどもセンターみたいなものも一緒にして、そこで世代間交流、お風呂に入って交流をするという1つの構想が、私は頭の中にちょこっと浮かんだので、ぜひそういうことも将来の夢としてというかビジョンとして、町も持っていただければありがたいなというふうに思うんですが、どなたかご回答お願いしたいと思います。

- O副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 本当に、槻木の方々からは「船岡だけ」ってこういうような批判があるんですが、私はこの議会でお話ししましたけれども、これからのコンパクトな町の理想は、実は槻木の町なかなんですね。本当にタクシーを使わないで病院にも文化施設にも、それからショッピングもできるところはないんですね。ですから、槻木の町の人は本当に自信を持ってもらいたい。自分たちは、将来の理想的な町をつくっているんだということではないかなと。あと、役場がやるのは当然道路、側溝の整備、これをきちっとやれば、本当にコンパクトに高齢化社会の町になるんではないかなというふうに思いますし、また小児科が再開されたということは子供たちがふえるという前提で多分小児科、皮膚科ができているんですね。コンビニも2つもふえました。ですから、そういう点で自信を持ってもらいたい。

ただ、施設的には船岡でつくったのは、実は学校だけです。もう少し、観光で言えば観光物 産交流館、これをつくっただけでほとんど学校でございますので、何か槻木の人は勘違いとい うふうに思っております。学校につきましても、きちっと槻木中学校新築をさせていただいて おりますので、箱物をつくった、箱物とは言いませんけれども、一応観光物産交流館だけなん ですけれども、誤解されているので、槻木の方には説明していきたい。ただ、今言った世代間 交流施設、これが槻木のもしそういう気持ちを払拭するんであれば、将来ビジョンの中に入れ て、新たな拠点として子供とお年寄り、森議員からもこどもセンターというのもありましたの で、単独ではなくて世代間交流施設としてつくっていくということも可能ではないかなと。

ただ、地盤が悪いものですからね、どこにつくるか。これが一番のネックなんですね。もし 槻木が地盤がよければ、すぐにでもビジョンに盛り込みますと言えるんですが、地盤が悪いも のですから、どこにつくったらいいのかも含めて、槻木の方と槻木の将来について話し合う機 会を持っていきたいというふうに思っております。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) ついでですのでお伺いしますけれども、葛岡山公園と葛岡公園と2つありますよね。そういう公園というのは、例えばそういう目的のために使うというようなことはできないんでしょうか、公園法なんかでは。
- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 公園として当然計画決定をして、条例で葛岡山公園、葛岡公園という形でなっておりますので、公園敷地内にはそういうものはたしか、遊具施設あるいは公園の施設であればよろしいんでしょうけれども、その脇に建ててもらうような計画をという考え方でしていただければ、大変ありがたいなと思います。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- **O**11番(大坂三男君) じゃあ、町に成りかわって、私がその脇あたりを一生懸命探したいと思います。よろしくお願いします。

デマンドタクシーですね。やはり、どこに行っても「中核病院」「南東北病院」って言われます。いろいろ制約はあると思いますけれども、何とか実現できる方向で努力していただきたいなと思います。町の負担をふやせば、タクシー業者も納得してもらえるのかどうかわかりませんが、ぜひ町民の高齢者の要望、高齢者が外出して温泉センターへでも、世代間交流でも自由に気軽に行けるように、それから病院へも行けるように、デマンドタクシーをもっともっと便利にしていただきたいなというふうに思います。

特に総合病院等への高齢者の足が不自由というか、交通手段の不自由な方が、病院で何とか 対策を対応してくれているというような事例が、公立病院なんかであるかどうかちょっと調査 されたことがありますでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(大場勝郎君) その調査はしていないんですけれども、中核病院のほうで例えばそういう交通機関を出すかということについて、ちょっと聞いたことがあったんですけれども、その考えはないということでした。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) やはり、病院は医療業務に専念するんで、病院にそういうことをやってくれと言っても、だからといって保育所はやるよね。だから、本業以外でもやれないこともないとは思うんですけれども、病院に求めてもちょっと今は病院機能をきちっと充実させるというのが目的なんで、無理だと思います。やはり、自治体がかわって町民サービスということで、それはやる場合は取り組まなければならない問題だと思います。それに成りかわって、今デマンドタクシーというのが運行していますので、何とかそのデマンドタクシーを利用して交通手段、足のない方々を何とか病院に行けるような形にしてあげられれば、一番いいと思いますので、ぜひその辺の努力は今後とも続けていただきたいと思います。

1つ、病院のほうの運行は別としまして、予約に関して朝一番の予約を前日にしなければならないというのが、ちょっとなかなか困るんだとおっしゃる方もおるんですけれども、予約センターというのは今何時から何時まで予約を受け付けて、予約センターに勤務される方はどういう勤務状態になるのか、その辺ちょっとお伺いします。

- 〇副議長(白内恵美子君) 地域再生対策監。
- 〇地域再生対策監(宮城利郎君) お答えします。

予約センターのほうですが、今現在8時から5時までの勤務になっておりますけれども、オペレーターのほうは7時半からの勤務になってございます。それで、第1便、8時便と9時便につきましては、その前日までの予約というふうなことになっております。8時便と9時便が、前日までの予約です。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それを何とか当日の朝予約でできないかなと。ぜひ、ここは要するに勤務時間帯の問題だけであれば、対応できないことはないと思うんですよ。私が朝6時から2時間くらいアルバイトで行ってもいいんですけれども、その辺ちょっとぜひ検討していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。
- O副議長(白内恵美子君) 地域再生対策監。

- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 定期的に、商工会、それからオペレーターのほうとタクシー業者のほうと打ち合わせもしておりますので、その際の話題として、課題として検討させていただきたいというふうに思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 今朝一番を利用される方がどの程度なんでしょうか、多いんでしょうか、少ないんでしょうか。
- O副議長(白内恵美子君) 地域再生対策監。
- ○地域再生対策監(宮城利郎君) 朝一番の、今回町長が先ほどお話し申し上げましたように 5,351人利用されております。それで、朝一番の方の利用ですと296人というようなことで、 5.5%というようなことで、朝一とやっぱり夕方4時便ですね、その便については少ないとい うような状況になっています。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- O11番(大坂三男君) それは、予約が朝にできれば、もう少し朝の利用者は当然ふえると思いますので、朝「きょう、ここに行きたい」ということについての予約を朝できるような形に、 ぜひしていただきたいというふうに思います。以上です。
- O副議長(白内恵美子君) これにて11番大坂三男さんの一般質問を終結いたします。 ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再 開

〇副議長(白内恵美子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番髙橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 髙橋たい子君 登壇〕

○4番(髙橋たい子君) 4番髙橋たい子です。大綱2問、質問させていただきます。

最初に、少子化対策についてということで、私は平成22年9月の定例会の一般質問で、少子 化問題にかかわる質問をさせていただきました。

その内容は、次のとおりです。

少子化問題が取り上げられてから久しくなりますが、その対策として子育て支援や医療費助

成など、子供を育てやすくする環境づくりに力を入れてきたように思います。しかし、少子化 問題は子育て環境が整ったからといって解消されるものではありません。子供を産める環境づ くりと、その意識づけが大切と考えます。

町の事業として、結婚の意識づけや動機づけのための計画はあるのかの質問に対して、船岡 生涯学習センターで成人教育の一環で「出会い・ふれ愛教室」を実施し、近隣市町での取り組 みも参考にしながら、機会をふやしていきたいとの回答をいただきました。

そこで、伺います。

伺います。

- 1) この事業は現在も継続中なのか。
- 2) 参加された方々の反響はどうだったのか。
- 3) 近隣市町の取り組みをどのように参考にしたのか。

大綱2問目、雨乞の柚子の特産品加工について伺います。

「観光のまち柴田」をスローガンに、種々取り組んでいる我が柴田町ですが、その中でも昨年11月「第1回柚子フェア」が開催され、好評を得たということは喜ばしいことであります。

町内の菓子店では柚子菓子を製作したり、はらから福祉会でも商品化が始まり、「雨乞の柚子」の商品化の本格始動かなと思っているところであります。

そこで伺います。

- 1) 菓子店への柚子の供給はどうなっているのか。
- 2) 柚子の隔年結果による不作年の対応は考えているのか。「隔年結果」と書きましたけれども、柚子というのは1年置きになったりならなかったりというようなことで、このように質問させていただきました。以上です。
- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 髙橋たい子議員、大綱2点ございました。

少子化対策について、3問ございます。

第1点目、船岡生涯学習センターの「出会い・ふれ愛教室」につきましては、婚活事業ということではなく、生涯学習事業の一環として成人教育分野での出会いや交流支援、親睦、地域活性化を推進することを目的に30代から440歳代の独身者を対象に、平成22年度から開催しています。

平成22年度は、男性9名、女性10名の参加で、6回開催いたしました。平成23年度は、男性

5名、女性4名の参加で、7回開催しました。平成24年度においても、車椅子などを使った疑似体験や、自然と触れ合う芋煮会、ボウリングなど、さまざまな事業を盛り込みながら、日曜日に7回開催する計画で、お知らせ版や町ホームページなどを活用して募集に努めましたが、参加者がなく中止としたものです。

2点目、参加者からは、大変貴重な体験ができたという意見の一方で、参加できるのは会社 の休日の日曜日ではあるが、休日は大変貴重な時間であり、自分の趣味をきわめたいとか、友 人との交流を深めたいので、一、二回の開催のほうが参加しやすいのではないか、などの意見 を多くいただきました。

3点目、近隣市町の取り組みをどのように参考にしたか。この出会い・ふれ愛事業は、婚活事業ではなく、成人教育の一環としていることから、近隣市町での類似事業は実施されておらず、参考となる取り組みはございませんでした。若者たちの豊かな人間関係を築く上で、出会いや交流、親睦の機会を提供する成人教育は必要ですので、今後も同世代のニーズを十分探りながら、参加しやすい環境づくりに努め、実施できるよう努めてまいります。

なお、婚活事業を行っている近隣市町村の実績を伺ってみましたが、蔵王町では3年間実施 して1組、亘理町では過去に2組、丸森町では他の市町村の男女も会員として登録をしていま すが、年に三、四組の実績でした。事業運営につきましては、どの市町村も思うように実績が 上がらず、大変苦慮していることを伺っています。

結婚相談等の婚活支援事業の必要性については認識しておりますが、専門的知識を持ってアドバイスやサポートできるテクニックを持った職員の育成をしておりませんし、「個人の価値観への行政の介入」「民間事業者への配慮」「施策として効果が図りづらい」などの理由から、婚活事業については民間事業者の取り組みに期待したいと考えております。

「雨乞の柚子」の特産品加工について、2点ございました。

柚子を使ったお菓子づくりに挑戦しようと、柚子生産者と町内のお菓子屋さんを対象に、観光物産協会と連携し、平成23年度に特産品開発事業を実施いたしました。このことが、柚子生産者と菓子店が知り合うきっかけとなりました。材料としての柚子は、生柚子とピールやペーストなどの柚子の一次加工品があり、町内の菓子店やはらからに対しまして町と観光物産協会が柚子生産者や一次加工業者とのパイプ役として支援しています。

「雨乞の柚子」は、これまで生産者である3農家が個々に、一次加工業者や酒造業者などに 出荷していました。生産量も把握できていない状況でした。柚子フェアをきっかけに、柚子の 安定供給や生産販売の拡大を目指し、柚子生産者による仮称「雨乞の柚子生産組合」を立ち上 げる方向で、現在、町とみやぎ仙南農業協同組合、生産者が連携して取り組んでいるところで ございます。

2点目の「雨乞の柚子」が隔年において不作の年があるということへの対応でございます。 柚子には裏年があり、収穫量が少ない年や、気候により不作の年もあります。

現在、「雨乞の柚子」は新澤酒造へ出荷、生柚子として販売しているほか、山形の一次加工業者に出荷して、ピール、ペースト、粉末として商品化しています。観光物産協会で販売している柚子酒の原料も、一次加工品を利用しております。一次加工品は、2年度使用可能なことから、豊作の年に多目に加工することにより、柚子酒、お菓子やケーキなどの原料として、不作の年でも対応できるのではと考えております。

問題は生柚子でありますが、1点目でお答えしました仮称「雨乞の柚子生産組合」に入間田地区で柚子を栽培している生産者も加入してもらい、不作でもある程度の量を確保できるように、取り組んでまいります。また、雨乞地区周辺や入間田地区に柚子生産者をふやし、柚子の生産拡大と産地化を図っていく施策を推進いたします。

以上でございます。

- ○副議長(白内恵美子君) 髙橋たい子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) 1点目の少子化対策についてなんですが、社会に役立つため家庭を持つことの大切さを、家庭教育や学校教育、青少年教育などでも取り組んでいけるように検討するということが、前回のときにありましたけれども、どのような検討をして実施に至ったのか、経過を伺いたいと思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(加茂和弘君) お答えいたします。

船岡生涯学習センターでの「出会い・ふれ愛教室」については、先ほど町長が答弁しましたように、平成22年度から23年度、そして24年度と3カ年でずっと進めてきたんですけれども、人数につきましても20名、ないしは10名前後ということで、集まりが余りよくなかったという面もありましたが、そういう意思のある方も大事ですので、やはり今髙橋議員もご存じのとおり、こういう成人分野では特に独身者、こういった方の集まり、出会いの場というのが生涯学習の場でも余りないというのが実情でございますので、何とかそういったところに力を入れて、いい方向に向けていきたいという願いがあったものですから、継続してきたわけですが。

内容につきましては、いろいろ若者が参加しやすいように、体験学習的なものとか社会の中 での福祉というものに対して理解を深めるための事業とか、いろいろ楽しい事業も組み合わせ ながら、できるだけ多くの方に参加していただきたいということで企画してきた内容でございます。しかしながら、24年につきましては人がちょっと集まらなかった。もう少し中身を精査しながら、その年代の方々か参加しやすい魅力的な事業を、やっぱり考えていかなければならないのかなというところを反省しているところでございます。

そういう意味で、実績をもっと高めたかったんですが、そういう経過で事業に取り組んでき たということで報告させていただきます。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) 婚活と言ってしまえば気にする人もいるでしょうけれども、今さらという方も多分いらっしゃるかと思うんですが、今課長のほうから成人教育の中で試みでやったということもありましたけれども、人数が減っていった、募集したんだけれども人が集まらなかったからやめました。で、今課長の答弁の中にもありましたけれども、内容を検討して、そういうことが反省材料だという話がありましたけれども、22年から始まって3年目にいなくなってしまったという状況の中で、その年、その年で反省というか、もう少し前向きな検討ができなかったものかなと、もう終わってしまったことを仕方ないんですけれども、これからのことを踏まえてお聞きしたいと思います。
- O副議長(白内恵美子君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(加茂和弘君) その利用につきましては、対象は働き盛りで独身の方を集めて やるという事業というのは、ある程度難しいということはもう想定して考えていたわけなん で、実際実施してみてもやはりなかなか集まりにくいという状況に間違いございませんでし た。それでも、やはり生涯学習というのはそういう趣旨というものを大事にしながら、やっぱ り難しくても取り組んでいくということも課題としてはありますので、それで何とか成果を上げていきたいということでやってきているわけなんですが、先ほど私が申し上げたとおり、反 省すべきところをもう少し内容を工夫することとか、そういったものをもっともっと考えてい かなくちゃならないんじゃないかという、そういう反省は十分ございます。

それで、25年度についても今までの反省を生かしながら、何とかうまく事業運営できないか、さらに検討を加えていきたいと考えているところでございます。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) このことについては、カップルを誕生させる、結婚させるということ を前提にしちゃうと、難しくなるのかなというふうにも思います。試みのことでということな んですが、私たち文教常任委員会のほうで、宇和島の広域事務組合のほうでやっているところ

を視察させていただきました。これはやっぱり、「小さいところで、小さい器の中で人を集めようとすると、隣近所の目があるというようなことで、かなり気にするんだ」というお話を承りました。そこではやはり、さっき町長の答弁の中に「専門知識を持っている人も少ない」という中でやっているということもあるんでしょうけれども、何か専門屋さんではないんでしょうけれども、かなりそっちのほうに達者な方がいらっしゃって、登録制にしてかなり広い範囲からの募集ということでやっておられました、登録人数。その内容等はクリスマスパーティーとか、大きなホテルを借りて本格的なそういうパーティーをやるとか、やることが生涯学習センターでやるのとちょっと違うのかなという感じはしてまいりました。そういう中で、かなりの登録人数がいるんですね。それで、会費も当然そのパーティーにかかる会費はいただくということで、広域で助成金を出してその会費と合わせて開催をしている。年に何回かこれもやっているようですが、そういう出会いの場をつくってあげるというのは、やっぱり民間の業者にお願いをするということだけでなくて、少し考えてもいいのかなと私は思います。

出会いの場づくりというのは、本当に30代、40代ばかりじゃなくて、今少子化とちょっとかけ離れてくるんですが、高齢化もかかわってくるんですね。まあ高齢とまで言わない世代で、独身の方がいっぱいいらっしゃる、そういうのもやっぱり出会いの場を設けてあげないと、例えばそういう方々についてはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、自分からそういうことが、引っ込んでしまって前に出ていけないというような方々が多いのかなというふうに、私自身が感じております。町全体として、生涯センターだけじゃなくて町のイベントとして考える、民間の方と協力するのも当然だと思うんですが、そんなこと。

前の回答の中にも、いろいろ民間の取り組みにも期待するけれども、「農協や商工会、工場 等連絡協議会との連携をとりながら検討してまいります」という回答をいただいております。 そんなこともあります。町全体として、大きなイベントを何か考えていきたいというような希 望を持っておられるのかどうか、お聞きしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 髙橋さん、その前に、宇和島の視察は常任委員会ではなくて未来 塾、会派ですね。
- ○4番(髙橋たい子君) 会派でしたっけ、訂正します。
- **〇副議長(白内恵美子君)** それでは、答弁はまちづくり政策課、お願いします。
- **○**まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

交流人口というような切り口から、計画はできるのかなというような形で考えておりました。現実的には実は「ゆる. ぷら」、推進センターの中でNPOの立ち上げのための勉強会を

やりました。その中で、やはり若い方からの提案で、「自分たちは会社・企業にばっかり真っすぐ毎日行く。それで、ほかの人たちとの交流機会がない」ということで、逆に若い人たちから「自分たち、1日イベントを計画したい」と、こういうようなアイデアなんかもいただいております。ですから、町が率先してやるんではなくて、そういう機会を計画しながら、それを支援するほうが逆にいいのかなというふうに、先日企画書を発表していただいたときは感じて聞いておりました。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) ぜひ、支援というか宣伝も大事だと思いますので、その節は盛大な宣伝・PRをして、町全体で近隣町も巻き込んだ形で盛大に開催できるといいなというふうに思います。というのは、おとといですか日曜日、角田の総合運動場でテレビ番組の婚活の収録がございました。これも来月あたり放映になるようですけれども、元同僚なんかも出ていたような感じもしましたので、そういうようなやっぱりメディアも使ったような形の、大変でしょうけれども、そんなのも利用できたらいいのかななんていうふうにも思っていますので、機会があったらぜひ、うんと大事なことだと思うんですね。成立するというのを前提にしないで、本当に出会いの場、そこから始まっていくのではないかというふうに思います。

次になんですが、「雨乞の柚子」ということなんですが、私が想定していたような回答が返ってまいりました。この柚子加工なんですけれども、生柚子と、それから一升瓶にしたお酒と 舘山で売っている小さい瓶の中身は同じなんですか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 一升瓶のほうは、酒造会社のほうでつくっている日本酒です。それから観光物産協会で販売しているのは、柚子リキュールですね。リキュール酒ということで、酒の種類は全然違います。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) これについて、加工までこっちでしているわけじゃないんでしょうけれども、その原料の販路の紹介をしているという、そっちのほうの支援をしているというお話のようです。間違いないですか。
- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 観光物産協会、それから町もなんですけれども、これまでは農家、特に雨乞は3軒あるんですけれども、農家が個々にある方は日本酒をつくっている古川の新澤酒造さんのほうにと、それからもう1軒は山形の一次加工業者ですかね、そちらのほうに生柚

子というようなことで、町なり物産協会を通さないで個々にやっていたということです。おととし、何とか柚子を使ってお菓子をつくりましょうということで、先ほど町長が答弁申し上げましたように、それを機会にして生柚子を例えばはらからさんに提供したり、それからお菓子屋さんに山形の一次加工業者がペーストとかをつくっていますので、その原材料を提供して、今お菓子屋さんも新たな「雨乞の柚子」を使ったお菓子などを開発しているということでございます。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) 難しいことだとは思うんですが、その酒造会社でつくっている柚子もその酒造会社の販売店というか、そこでしか売っていないというようなことも耳にしたんですが、ぜひ何とかしてやっぱり地元の柚子でつくったお酒を、地元で売れるような体制がとれたらいいのかなというふうに思います。特産品として柚子を考えるのであれば、よそで売っていいるんではちょっと違うのかなというふうにも感じたものですから、ぜひ働きかけをお願いをしたいと、これはお願いになりますけれども。

それから、この柚子の加工に当たって、いろいろと件数やらいろいろなことをされているかと思うんですが、柚子の産地といいますと四国とか九州とか、そっちのほうでいろいろな商品が開発されています。隣の大河原町なんかも、玉松さんと提携をして大河原商業高校なりで柚子じゃなくても梅ジャムとか、柚子のやつも何かつくったような気がしましたけれども、隣町の商業高校にお願いするのもいいだろうし、そういう産地がありますよね。もっともっとここよりも量の多い地区だと思うんですが、四国に行ってもそうですし、九州、大分・宮崎あたりに行っても柚子商品がたくさんございます。先進地といいますか、そういうところからの講師をお呼びするとか、そうやって柚子の商品開発をするとか、これも必要なことだと思いますが、いかがでしょうか。

- O副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 確かに、議員おっしゃるように柚子は全国でガムなど商品がいっぱいあります。ただ、柴田町は昔から自生の北限の柚子ということで雨乞が言われているんですけれども、皮が厚くて香りが強くて見た目が悪いというのが特徴なんですけれども、先ほど議員がおっしゃったように確かに酒は今古川の酒造会社で売っているわけですけれども、そこの酒屋さんなんかも「雨乞の柚子」でないとあのような香りが強いやつはできないというようなことを言っております。

そこで、今ちょっと話は変わりますけれども、観光物産協会のほうでとりあえず「雨乞の柚

子」という商標登録をしましょうということで、今物産協会のほうで今年度中に登録するように進めております。それからお酒の件も、これまで個人の農家が市場に直接やっていたんですけれども、生産組合ができれば物産協会なりを通して、1たるというんですか大きいたる分をお願いしまして、柴田町のところでしか飲めない、あるいは買うことができないというような仕組みを何とかつくりましょうということで、今物産協会といろいろ話しているところです。酒造会社とももちろん提携しまして、非常に人気が高いので、今までやっていたリキュール酒とあわせまして、何とか日本酒をブランドにしたいなというふうに思っています。それ以外のほかの柚子商品を開発しているところと比べて、できれば「雨乞の柚子」を特化した、ほかの柚子とは違うということで商品化を図りたいというふうに考えているところです。

もちろん、議員がおっしゃったように、大河原商業高等学校等にもいろいろアプローチはし たいというふうに思います。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(髙橋たい子君) 確かに、「雨乞の柚子」は自生の柚子ということで昔から、皮が本当に厚いんですよ。柚子は捨てるところがない、種まで利用できるということでとってもいい商品なんですけれども、自生している分もやっぱりかなり前からの木ということで、大分少なくなっているという状況も現実だと思うんで、柴田町の特産品にするには何らかの方法で、香り高いのも当然承知ですので、何かをあわせて考えていかないと特産品の持続が難しいのかなというふうな懸念もされますので、ぜひ本当に「雨乞の柚子」を商標登録をして、私たちの町の特産品、本当に数少ない特産品の1つだと思うんで、ぜひ成功するように、そして生産組合なるものを早く立ち上げる指導をしていただいて、すばらしい特産品の開発に努めていただきたいなというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
- O副議長(白内恵美子君) これにて4番髙橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

ここで、仮議長と交代しますので、暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

午後1時29分 再 開

○仮議長(大沼惇義君) 大沼惇義です。先日の議会の決定により、副議長の一般質問における 間、仮議長を努めます。

17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

[17番 白内恵美子君 登壇]

- O17番(白内恵美子君) 17番白内恵美子です。4点質問いたします。
 - 1点目、給食センターは十分に議論を。
 - 3町共同学校給食センター建設可能性調査報告を受け、疑問点を質問します。
 - 1) 給食センターを共同で行う案は、どこでどのように出てきたのか。
 - 2) 共同で行えばスケールメリットが働き、コスト的には少なくて済むが、デメリットについてどのような検討がなされたのか。
 - 3) これまで柴田町の給食センターの老朽化による建てかえについて、担当課から要望が出ていなかったのはなぜか。
 - 4) 保護者へのお知らせの中に、現在の給食センターについて「建物と機器等が老朽化、故障が起きる不安の中で給食を提供している」との説明がある。保護者の不安をかきたてる書き方だが、私は早急に建てかえが必要と訴えているのだと感じた。今までどのような故障が起き、給食の提供にどのような支障を来したのか。また、今後どのようなことが想定されるのか。
 - 5) 今議会に上程される「しばた食と農のまちづくり条例」には、地域農畜産物の学校給食への提供がうたわれ、解説文には「地場農畜産物の学校給食への利用拡大を推進するために、関係機関との調整や供給体制の仕組みづくりに努めます」と明記されている。条例制定後に給食の提供を積極的に進める考えだったのではないか。この条例との整合性を伺う。
 - 6) 単独か共同かについては、将来に禍根を残さぬよう十分な議論が必要である。議論する に当たって、学校給食について専門的な見地からの提言を受けるため、専門家を講師に招いて の講演会や研修会の開催を提案する。
 - 7) 今後は教育委員会の考えが重要になってくる。コストだけではない、柴田の子供たちの 教育の観点から、給食センターがどうあるべきかについての考えを伺う。

2点目、傾聴ボランティア養成講座の開催を。

高齢化が進む中、町内においても元気に地域で活動する方がおられる一方、病院へ行く以外 家から一歩も出ない方もふえています。特にひとり暮らしの方は、地域との交流がなければ誰 とも話をせずに一日を過ごしているのです。

このような高齢者世帯の見守りを地域にお願いするだけでなく、町としてもっと積極的な施 策が必要です。相手の話をありのままに受けとめて聞く「傾聴」に力を入れてはいかがでしょ うか。傾聴とは、「相手の話を否定せず、自分の価値観で判断せず、相手を尊重し、言葉の奥 にある悩みや不安、寂しさなど、相手の心に寄り添い、話を聞くこと」を言います。 仙台傾聴の会では、傾聴ボランティア養成講座の講師派遣を行っており、県内各地で講座を 開催しています。柴田町でも養成講座を開催し、傾聴ボランティアの育成を行うことを提案し ます。

- 1) 傾聴の必要性が叫ばれているが、町ではどのように考えているか。
- 2) 研修を受けて傾聴ボランティアを行っている人は、町内に何人いるか。
- 3) 傾聴ボランティア養成講座を受講した職員はいるか。
- 4) 傾聴ボランティア養成講座の開催を提案する。
- 3点目、太陽の村を子供たちの遊びの拠点に。

20代や30代の若い世代に、「子供時代の楽しい思い出は」と尋ねると、「太陽の村でアスレチックやそり滑りをして遊んだこと」との答えが返ってきます。また、50代、60代の方に子育て中の楽しかった思い出を尋ねても、「家族で太陽の村で遊んだこと」が上位に入っています。私も子育て中は、家族で楽しませてもらいました。

2月5日開催の「子ども議会」では、「町内には遊び場が少ない」との声が上がっています。室内での遊びが多くなった現代の子供たちを、外で思い切り遊ばせるために、再び太陽の村へアスレチックの設置や、木の上で風を感じることができるツリーハウスの設置を提案します。

- 1) 以前設置していたアスレチックのおおよその利用人数は。
- 2) アスレチック設置にかかった費用と解体費用は。
- 3)子供の遊びの幅を広げるため、アスレチックや大胆な遊びのできる遊具の設置を提案する。
 - 4) 子供たちに夢を与えるため、ツリーハウスの設置を提案する。
 - 4点目、酷暑に備え各学校図書室に冷房設置を。

2月5日開催の「子ども議会」において、保健室へのエアコン設置の要望に対し、町長は 「設置する」と答弁しました。いつ設置するのでしょうか。

保健室はぐあいの悪くなったときに休むところですが、予防のために保健室だけではなく、 図書室にも設置すべきではないでしょうか。設置すれば、授業時間はクラスごとに順番に使用 できるし、休み時間や放課後は自由に利用できます。また中学校では、夏休みに自主学習の場 として利用することもできます。酷暑に備え、子供たちの教育環境の整備を早急に行うべきで す。

1)保健室へのエアコン設置はいつ行うのか。全ての学校に設置するのか。

- 2) 設置に要する経費は。
- 3) 図書室にも設置することを提案する。

以上です。

〇仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 白内恵美子議員、大綱4点ございました。随時お答えを申し上げます。 まず給食センターについて、7点ほどございました。

1点目、「この給食センターを共同で行う案は、どこでどのように出てきたか」ということでございますが、昨年7月に村田町から、学校給食センターにかかわっての村田町、大河原町との情報交換が発端です。これまでの広域行政の協議や合併協議の中で、給食センターは広域運営の可能性がある事業として話し合われたという下地があったという経過によるものです。

柴田町の学校給食センターは、建物、設備等が老朽化しており、突然の修繕費の手当てが大きいという課題を抱えておりましたが、前期基本計画の策定においては、町の財政再建に一定のめどがつくまでは改修工事で延命策を講じていくとした経緯等がございました。しかし、今後の後期計画の策定のためには、共同運営は選択肢の1つとして検討する必要があると判断し、職員による検討会での調査研究を進めることにいたしました。

大河原町は、柴田町と同じように老朽化が進行している現状であることや、新しい給食センター建設時には広域協議も検討と、総合計画に記載していることなどの条件も重なり、3町それぞれの職員の考えが一致して、3町共同給食センター建設可能性調査に取り組むことになりました。

2点目、「デメリットをどのように検討したか」。学校給食法に規定されている学校給食実施基準と学校給食衛生管理基準により給食を提供していることから、各町単独運営の給食センターと3町共同運営の給食センターにおける決定的なデメリットは出ないと考えておりますが、一応次の4項目を考慮しました。

1つ、現在より配送時間がオーバーすることです。

建設場所については、各町の公有地の活用を優先して検討いたしましたが、柴田町と大河原町には適切な公有地を保有しておらず、民有地まで現地調査を加えながら、村田町内となりました。そのことによって、配送ルートに工夫が必要となりました。現在、柴田町の給食センターから村田小学校まで、給食配送にかかる時間は20分です。しかし、町内の各学校へは複数の学校を組み合わせて配送しているために、30分以内の時間で給食が到着しています。現行を考

えると、柴田町と大河原町は町外に設置となるため、配送時間がオーバーします。そこで、配車台数は変えずに車種を3トン車に変更して対応することにしました。

2つ目は、県費栄養士派遣の減員です。少なくなるということですね。

県費栄養士の配属は、柴田町2人、大河原町2人、村田町2人の計6人が現在県から配属されています。共同運営になりますと、7,000食の基準では3人の県費栄養職員が配置となり、3人が減員されます。その対応として、各町は栄養士を1人ずつ派遣します。また、新設に当たり、県教育委員会の教育加配制度を活用して、さらに県費栄養職員1人の派遣を申請します。そのことにより7人の栄養職員となりますので、ふえることになります。

人員的には、各町単独運営の現行の栄養職員より増員となります。また、専門職の栄養職員 を集約することにより、業務分担の明確化と食育教育の充実に専門的に対応ができると考えま した。あわせて、給食センターの特色として、特に献立や調理の仕方においては給食にかかわ る栄養職員の強い思い入れがおいしい給食、ひいては残食の減少と食育教育に対しての特色が 出ますので、その情熱を育てられる職場環境の整備もできると考えております。

3点目は、地場農産物の供給です。

7,000食の地場農産物の量の確保と、どの地域でどのような地場農産物が生産されているのかの、情報の入手がわからないことです。そのためには、地域の集荷体制の構築をする必要があるということです。また、季節の旬の野菜を生産している生産者との情報交流する機会の設定です。そのことにより、給食に旬の野菜のメニューがふえると考えられます。

そこで、給食センターに地産地消専従職員を配置して、生産・流通、情報システムの構築と 運用を担当しながら、常時栄養職員と連携を図るようにいたしました。

4点目は、故障時の対応です。

児童生徒や教師への給食提供が停止となり、対象者が多くなります。しかし、調理ラインを 小学校ラインと中学校ライン等の複数となる系統により構成しておけば、1ラインがダウンし ても残ったラインでの調理継続は可能と考えました。

3点目、「担当課から要望が出ていなかったのか」についてですが、当初予算や補正予算の 請求時や定期監査資料の懸案事項欄において、建てかえや大規模修繕の要望は出されておりま した。しかし、先ほど前段で説明いたしましたとおり、用地取得と建設コストの負担が大きく なるために、財政再建に一定のめどがつく、そして学校の大規模改修工事後の後期計画、平成 27年から30年の策定までは、改修工事を延命策として進める経過等がありました。

4点目、「故障が起きる不安の中で給食を提供している」表現についてはという点でござい

ますが、給食センターの現状を保護者の方々にわかってもらうための表現といたしました。

なぜなら、給食は給食献立表のとおり提供することが前提ですが、機器等が老朽化している ために、どこの部分で故障するかわからない状況です。その場合には、給食の停止が長期化す る場合も可能性としてあります。そこで、提供できない場合も緊急に発生することを理解いた だきたく、このような表現といたしました。不安をあおるのではなく、危機意識を保護者の皆 さんにも共有していただき、非常時の対応については家庭の協力と理解も必要との考えで、そ のような表現となりました。

次に、「今までにどのような故障が起き、給食の提供にどのような支障を来したのか。また、今後どのようなことが想定されるのか」については、設備機器の故障で給食提供に支障を来した事例は、本年1月29日にありました。内容は、当時の給食献立に「和風メンチカツ」を予定していましたが、連続揚げ物機の調理温度が上昇しないため、フライメニューである和風メンチカツをとりやめ、同等の栄養量となるレトルトの肉団子に変更して提供しました。故障の原因は温度センサーと電磁弁の故障でございました。現在は、修理して使用しています。

このような中でも、給食センターの設備機器や施設維持に関しては、これまでも順次対応してきました。平成21年度に小中学校の食器3,800個を800万円で購入し、翌22年度はボイラー2基等を1,800万円で交換し、23年度は給水・給湯配水管の改修工事を850万円で実施し、施設の延命化を図っているところでございます。

5点目、「しばた食と農のまちづくり条例との整合」でございます。

2点目の考慮した事項でも説明しましたが、3町の地産地消を給食センターで行うには、生産・流通・情報の3つのシステムが連携しなければ、給食センターにおける地産地消を進めることはできません。このことは、地産地消の促進の最低の条件として、体制の構築が必要であると検討会で話し合いをしていました。

「しばた食と農のまちづくり条例」の後に進めるということではなく、給食センターを運営する者として立案しました。単独か共同かは別にして、給食センターにおける地産地消や安全・安心地場農産物の提供には、町、農業者、農業団体及び事業者も、今後は「しばた食と農のまちづくり条例」を根拠として、積極的に支援いただけるものと考えております。

「専門家を招いての講演会や研修会の開催」でございます。

現時点では、町も議会も「3町共同学校給食センター建設可能性調査」の報告を検討会から 受け取り、その内容を町民の皆さんに説明する時期と思います。

初めから単独がよいのか、共同がよいのかの議論ではないと思っております。検討会の報告

書の内容をまず説明し、意見交換をすることで、現状と課題と解決策が理解されていくものと 思います。その後に、給食や食についての理解を深める機会として、講演会等の開催を検討い たします。給食だけのテーマではなく、家庭における食育への取り組みの参考となるような波 及効果も狙いとなるようなことで、開催を考えてまいります。

7点目、「今後は教育委員会の考えが重要になってくる」ということでございますが、教育委員会からは共同設置か単独設置かの考え方ではなく、学校給食を実施するに当たっては学校給食法で定める諸規定に基づく給食センターの設置運営であること、あわせて現在の給食センターが学校給食の実施に必要な施設や設備の整備と管理、さらに調理の過程における衛生管理などを定める同法第9条「学校給食衛生管理基準」に規定するドライシステム対応となっていないことから、給食センターの早期建てかえの対応を求めていかなければならない。その点では、柴田町の単独での建てかえ設定時期が、平成31年度以降の第6次総合計画の期間内に対し、3町共同給食センター建設可能性調査では、平成28年度または29年度の供用開始予定と、早期実現の対応が図られることがとても重要であると、教育委員会からはそのような報告を受けております。

大綱2点目、傾聴ボランティアの関係でございます。

1点目、「傾聴の必要性が叫ばれているが、町ではどのように考えているか」。福祉施設に おいては日常の業務に追われ、入居者の話をゆっくり聞いてあげることができないのが現状で す。また、介護家族の集まりである「しゃべり場」などにおいては、自分の思いを伝えたい方 が多いので、十分に話をする時間がとれない現状であります。

このようなことから、仙台傾聴会のような活動に対し、大変関心を持っているところでございます。

2点目、「傾聴ボランティアを行っている人は何人いるか」ということでございますが、現在傾聴ボランティアを行っている町内の方は、仙台傾聴の会の会員として2名の方が、岩沼や名取市の施設で活動しておられます。傾聴ボランティアは、相手方との信頼関係があって初めて成り立つものなので、養成講座を受けたのですぐにできるものではなく、スキルアップのため継続的に研修していくことが必要となります。

3点目、町が主催した研修会や、職員を研修会へ派遣する事業は行っておりませんので、傾聴ボランティア養成講座を受講した職員は、残念ながらおりませんでした。

柴田町にも傾聴ボランティアの必要性があると考えておりますので、社会福祉協議会のボランティア養成講座の中で、傾聴ボランティア養成講座の中から3日間の基本コースを、平成25

年度事業として社会福祉協議会と連携しながら進めてまいります。

大綱3点目、「太陽の村を子供たちの遊び場の拠点に」ということで、4項目ございました。1点目と2点目は関連がありますので、一括でお答えいたします。

太陽の村は、昭和47年に自然休養村地区指定を受け、昭和48年度から第2次農業構造改善事業として、用地造成、連絡農道、上下水道、自然休養村センター新築などの整備を進め、昭和52年6月に開村いたしました。アスレチックは、昭和53年度に第2次農業構造改善事業補完事業として、テニスコートと一緒に整備され、54年5月にオープンしました。整備費用は、合わせて約9,000万円でございます。

整備した当時は、太陽の村全体で年間10万人以上が訪れていましたので、アスレチックの利用者も相当あったと思われますが、残念ながら当時の利用人数を記録した資料がございませんでした。平成3年3月発行の統計しばたによりますと、昭和61年で6,584人、62年6,242人になっております。その後は、グリーンピア岩沼やみちのく湖畔公園がオープンしたことなどにより、太陽の村の利用者が減少したことや、老朽化もあり減少傾向で、廃止直前の利用者数は、平成7年度1,342人、平成8年度、1,079人となっています。平成9年度に廃止されましたが、老朽化し危険ということで、平成9年度にテニスコートと一緒に解体されました。解体費用は、合わせて7,640万円で、これは全て町の単独費用で実施しております。

3点目と4点目も、関連がありますので一括でお答えします。

平成22年度に策定した「太陽の村交流拠点計画」では、自然太陽村センター北側斜面と旧バーベキューハウスの西側を遊ぶ楽しむゾーンとして位置づけ、斜面を利用した遊具と、低年齢の子供たちにも配慮したターザンロープやアスレチック、フワフワドームなどの遊具を配置する計画になっております。また、総合交流ターミナル施設の南側斜面に、自然空間を利用した眺望、遊具機能があるツリーハウスの設置が盛り込まれております。

平成23年度から実施する5カ年計画ですが、震災復興や教育施設の整備が優先になることや、整備を進める補助メニューがないことなどから、まだ着手できていないのが実情でございます。これまで観光の拠点として船岡城址公園を重点的に進めてまいりましたが、船岡城址公園のシンボルとなるさくら連絡橋の事業が既にスタートしましたので、今後は都市と農村の交流拠点として、町民の憩いの場として、自然に恵まれた太陽の村の整備に力を注がなければならないと考えております。

5 カ年計画では、老朽化した旧太陽の家のリフォームが最優先となっておりますが、リフォームではなくできれば解体して、新たに子供からお年寄りまでが楽しく宿泊できる木材を活用

したコテージの整備に前向きに取り組んでまいります。できれば、平成26年度か27年度に着手 したいと考えております。また、景観形成広場の拡大とあわせて、白内議員ご提案のアスレチ ックやツリーハウスの整備も順次進めてまいります。

4点目、「酷暑に備え、各学校図書館への冷房設備を」について、3点ほどございました。 まず、これは「子ども議会」でも子供たちから要求された、保健室のエアコン設置でござい ます。

これまでエアコン設置を完了した学校は、平成22年度の船岡中学校と平成23年度の槻木小学校の2校ですが、本年度に完成する槻木中学校と来年度完成の船迫小学校を加えますと、平成25年度末には町内小中学校9校中4校で設置を完了いたします。

保健室のエアコン設置については、これまでは大規模工事にあわせて行ってきたところですが、昨年の猛暑を経験し、保健室が児童生徒の健康管理のかなめでもあることから、「子ども議会」では大規模工事と切り離して設置すると、子供たちに答弁をいたしました。

ですが、既に25年度の当初予算は編成し終えており、25年度の予算に措置することができませんでしたので、もし議会でお認めいただければ、平成25年度の事業として平成24年度の補正予算で債務負担行為を起こして、保健室のエアコン設置を進めたいと思っているところでございますので、白内議員のご協力もよろしくお願いしたいと思っております。

2点目の「設置に要する費用」でございますが、エアコンの設置校は5校となります。設置 経費は、保健室の広さや電源盤からの距離など、場所の状況により各学校で異なりますが、未 設置5校の設置経費見込みは約600万円と試算しております。

3点目の「図書館にも設置することを提案する」ということですが、ご提案の図書室へのエアコン設置につきましては、これまでどおり大規模工事にあわせて設置してまいりたいと考えておりましたが、今後学校内のエアコン設置について単独対象とする学校教育施設整備で国の補助採択が25年度に受けられた場合は、早急にエアコン設置の対象教室や設置の順番なども含めて、各学校と協議して決定してまいりたいというふうに思っております。あくまでも25年度の国の採択が受けられた場合は、図書館も含めて行うということでございます。

- ○仮議長(大沼惇義君) 白内恵美子さん、再質問ありますか。はい。
- O17番(白内恵美子君) 給食センターについてですが、保護者、教員への資料配布は行ったのでしょうか。
- ○仮議長(大沼惇義君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 昨日、各学校に手配済みです。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 許します。
- **O**17番(白内恵美子君) それは単に資料を配布しただけで、特に何の説明もないわけでしょうか。校長会ではどのような話をなされたのでしょうか。
- O仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 今、ご質問が校長会でのお話というご質問でございましたので、教育総務課のほうから答弁させていただきます。

校長会では、まずこの報告書が提出された経緯と、あとその概要の説明、今後の取り組みについての説明ということで、今回まちづくり政策課のほうで、あとホームページにも上げたということになっているんですけれども、その情報の提供を行いますということの説明をさせていただいているところです。

- ○仮議長(大沼惇義君) 再質問、許します。
- O17番(白内恵美子君) そうしますと校長会では、まだ校長先生同士がこの給食センターについて話し合ったりするということは、一度も行われていないんですか。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) ですから、情報の説明を申し上げまして、それで情報の提供ということでありまして、3町でやるか単独でやるかということの判断といいますか、そういうところではまだお話はしておりませんね。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問、許します。
- O17番(白内恵美子君) 本来給食センターは今のように教育総務課が答弁するというか、担当 すべきだと思うんですが、3町共同のセンターとなると担当が町長部局になってしまいますよ ね。それが教育の一環であるべき学校給食が、コストが前面に出てきてしまうということに、 私はとても違和感があります。このことについて、今教育長はどのようにお考えでしょうか。
- ○仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。教育長。

「教育長 登壇〕

○教育長(阿部次男君) 教育長はということですので、私の個人的な見解というふうに受けとめていただいてよろしいかと思うんですが、検討会のいわゆる調査報告書の中での構想を見させていただきますと、例えばアレルギー対応食の調理ラインの設置でありますとか、それからドライシステム方式の採用とか、食育担当専任の栄養士の配置であるとか、それから地産地消専従職員の配置とか、教育の観点からさまざまな構想が挙げられている、そこは非常に評価したいなというふうに思っております。ここは個人的なところなんですが。

これらは、仮に町単独建設であったとしても目指すべきことでありまして、それが3町共同 実施によって実現が早まるということであれば、町教育委員会としても当然ながらこれはメリットだというふうに受けとめていいのではないかなというふうに思っております。特に、アレルギー対応食の給食につきましては、昨今報道されているようないわゆるアナフィラキシーショックというんですかね、そのことによる死亡事故等が報道されているわけですが、これは本当にあってはならないことということでありまして、そういう意味では可能な限り除去食対応ということは、まさに早期実現が求められているんではないかなと思っています。実は、そういった意味で教育的な観点から考えてみても、3町共同建設はメリットがあるのではないかというのが、実は現時点での教育委員会会議の中での大方の意見と、委員たちのというふうになっております。

とは言いながら、先ほどまちづくり政策課の課長のほうからのお話もありましたけれども、 保護者対象の意向調査等の実施がこれから行われますので、説明とあわせて。そういった結果 を踏まえて、教育委員会としてもなお考えていきたいというふうに思っております。 以上でございます。

- O仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 教育委員会の委員の皆さんの中では、そうしますと話し合いはなされているということでよろしいですか。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 教育委員会は、1月31日の定例教育委員会でこの案件につきましての報告書を受けた内容についての説明を申し上げまして、今教育長が申し上げましたようなそういうご意見もいただきました、ということでございます。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 学校給食法第2条には、学校給食の目標が掲げられていますが、自治体によってそれぞれの考えのもとにこの目標をどのように達成するか、それぞれが努力しているんではないかと思うんですが、特に柴田町ではこういうことに関して努力しているとか、そういうことはないんですか。各町、完全にこの2条に沿って行うだけで、町独自に考えるということは全くないんでしょうか。
- O仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 給食センターの業務内容とか運営につきましては、今ご質問いただいて例示をいただきました規定に沿って行うということが、当然必要なことだと考えてお

りますので、そういう対応をするべきであるという考えでございます。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 例えば食育に関しても、各町それぞれ今まで取り組んできたと思うんですよね。今後、給食センターでどうあるべきかというのは、そうすると3町で話し合って一本化していかなければならないと思うんですが、そういう話し合いというのは全く今のところなされていないわけですか。
- O仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 今食育の件でのご質問ということなんですが、まず今回の案件について担当がまちづくり政策課になっている根拠といいますか理由は、やはり他町との政策協議の案件であるという位置づけでございますね。でありますから、町長部局の担当するまちづくり政策課が主となって対応させていただいているというふうに理解しているところです。検討会には町から私も含めまして、あと総務課、財政課ということで各町が集まって、検討会の委員になっているという状況でございます。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 今まで余り学校給食について、町としての明確な考え方というのがなかったのかなというふうに、ちょっと感じてしまうんですね。というのは、例えば給食センターのホームページはありますか。調べてみたんですが、出てこないんですよね、場所しか。ほかの給食センターを見ると、食育に関することとかあらゆる学校給食に関するその自治体の考え方というのが明確に打ち出されて、そしてもちろん写真を加え、どのようなつくり方をしていて、どういう配送方法をとっているかとか、それから今月の献立について、生産者はどういう方かとか、そこまで載せているところもあるわけですよね。

それから見ると、「ああ、柴田町は今まで余り給食について考えてこなかったのかな」と、 正直思っているところなんですが、担当課としてはどのように考えますか、他の自治体と比べ て。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) ご質問では、余り考えてきているところが見えないんじゃないかという、ちょっと厳しいご指摘なのかなと思うんですけれども、柴田の給食センターでも各学校に栄養士が行きまして、子供たちに食育、または栄養素のお話とか、献立の調理の仕方とか、議員がご存じのとおりこれまでも率先してやってきております。また生産者の方の、例えば地産地消という今テーマもありますけれども、町内の生産者の方が「どこどこのどなたが、

これをつくっていますよ」というようなことも、給食センターでも掲示しておりますし、各学校にもポスター等の作成をして、そういう情報の提供はしているところでございます。

もう1つ、ホームページのことにつきましては、まだそこまで先進自治体といいますか、そ ちらのほうにまではまだたどり着いていないのかなと、今後それはまた検討して、対応してい かなければならないなと考えたところです。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 柴田町単独と3町共同による学校給食センター建設の比較という、比較表を私たちはいただきましたけれども、この中に供給開始までの時間について書いてあって、さっきも町長からも答弁がありましたが、今の故障ぐあいというか修繕に要する金額の大きさ、それから本来であればドライ方式に切りかえなければならないということを考えると、どう考えても単独で平成31年以降というのは、給食センターとしてはもうそこまで延命化は無理なのではないですか。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 公共施設は一般的に言われるんですが、約50年の耐用年数でもってつくります。30年たって、ここは耐震化も含めた大規模改修が必要になってきますが、恐らく建築費用の6割相当を入れないと、残り30年もつような建物の耐久性、長寿命化はできないだろうというふうに考えます。そう考えると、いわゆるセンター1つのライフサイクルコストということで考えちゃうと、ここで6割の長寿命化改修をかけてしまうと、給食センターとしては割高なものになってしまうと。かえってここは、新築に切りかえたほうがいいというふうに考えます。小さな修繕は繰り返していて、5年10年の延命化をやっていても、その次は大規模改修でなくて建てかえを考えたいと。そのときに、3町がいいのか単独がいいのかというやつについては、住民の意識の考え方は広域のさまざまな仕事に対して何の違和感も持っていませんし、今まで町がやっていたからという制度よりも現実を見るべきだろうというふうな、検討会の意見が交わされたということを申し添えたいと思います。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) この比較表によれば、単独だと平成31年度以降となると。その理由として、現在第5次基本構想における学校教育環境整備に取り組んでいるため、第6次基本構想の期間の建設となるということが書いてありますね。それは共同であっても、本来柴田町だけで見れば同じことなんではないですか。金額的には下がるかもしれないけれども、この理由というのは本来変わらないんじゃないですか。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 現実的には議員おっしゃるとおりなんですが、今は3,500食の給食センターが7,000食の工場になるわけですが、この規模になるといわゆる公民連携、PPPとかPFIという手法が可能になってきます。その手法をうまく導入すれば、大きくコストダウンした上にいわゆる一時的な行政負担でなくて、15年、20年というふうな平準的な負担による建設運営が可能になるということも考えて、今回は検討を加えています。
- O仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) それから、この比較表によれば、例えば調理、配送委託の人数、現行 27名が単独だと40名、共同だと46名となると。なぜこの数字なのかというところがよく理解で きないんですけれども、27名がまず40名になるというのは、何が一番大きな原因なんでしょう か。
- 〇仮議長(大沼惇義君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) この計画の中で考えたことは、やはり先ほど来からまず町としてアレルギー対策をどうするかかということです。それについて、今度新たにラインというか機器を設置することによって、今までの流れが変わります。調理の仕方も変わります。そういうような形を加算していきますと、このような形の人数が最小限必要になるというふうになっております。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問、許します。
- ○17番(白内恵美子君) そうすると柴田単独で40名、共同だとそれはたった6名の増で済むということですね。ここで、確かにコスト的な面では維持管理のほうから見れば人件費が一番大きいですから、そのコストで見れば確かに共同のほうがいいんんです。それはもう、本当に財政的な面から見ればいいのはわかるんですが、柴田町は合併せずにコンパクトなまちづくりを選んだ町ですよね。どうして効率性を理由に、3町の共同の給食センター建設というのが今出てくるのか。もちろん村田が老朽化して、すぐにでも建てかえなければならない、柴田だってそうそう待てないというのはわかるんだけれども、本当の意味の子供たちにとってどうなのかというところは、議論されていない。

だから、私はこれからの時間をかけて、本当に子供にとってはどうなのか。今町が作成した、検討会で作成した資料は全てコスト面なんですよね。単独でやったって、先ほど教育長がおっしゃったように、全て今の学校給食法にのっとって、もちろんドライ方式にしなければいけない、アレルギー対応だってしなければいけない、全てしなければならないわけですよね。

だから、単独であろうが共同であろうが、サービス面は同じはずだと思うんですよね。ただ、 町負担が多くなるか少なくなるかのところですけれども、じゃあそれが子供たちにとってはど うなのかというところの話し合いを進めていただきたいと思うんです。

今、きのうですか配付したというだけでは、どうしても読んだだけでは十分なことがわからないので、子供にとってどうなのかをしっかり考える時間をつくって、それで研修会とかも必要ですよというふうに通告書の中に入れておいたのは、そういうことなんです。議論した上で、みんなが納得して共同でいいんだとなれば、私は何も反対するものでも何でもないんです。ただ、そこに子供の視点に立ったものがないと、一番大事なのはまず柴田の子供たちにとってどうなのかということだと思うんですね。まず1つがそれだと思います。

それと、例えば今まで何度も何度も地産地消を言って、地場産を入れてくださいと言っても、数がそろわないというのが一番の原因でしたよね。それが3町共同になると、1人の専従職員を置くことによって全て解決できるものなのかどうか。一番心配なのは、例えばせっかく今「ぜいたく味噌」をみそ汁に使っていたり、はらからの米粉パンを使っていたりという、柴田ならではの食材があるにもかかわらず、それが使えなくなる可能性が出てきますよね、数がそろわないということで。だから、そういうところまでの話し合いを十分にしてほしいんです。これは、まちづくり政策課ではないと思うんですね。やっぱり教育委員会のほうでの十分な話し合いが必要だと思うんですが、こういうことに関してはどのようにお考えでしょうか。

- O仮議長(大沼惇義君) 教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 地産地消という意味では、柴田町で考えるとどうしても数がそろわないという今のご指摘なわけですが、これが3町であればさらにそれは数が広がるといいますか、そういう意味ではいただく機会が広がるのかなというふうに思うんですが。実はここに、子供たちが勉強している家庭科のちょっとコピーを持ってきたんですが、地産地消について子供たちがどんな勉強というか、どんな理解をしているのかということで、教科書に書いてあることをご紹介申し上げたいと思って持ってきたんですが、こんなふうに書いてあるんですね。「地元で産出した穀類や野菜、畜産物、魚などをその地域で消費することを地産地消と言います」、その後に「三里四方の食によれば、病気知らずということわざがあります。三里は約12キロメートルです。自分の生活する環境、気候や風土にできるだけ近いところでできたものを食べていれば、病気にならないという意味です」と、こんなくだりがあるんですね。これが教科書に書いてあります。ということは、教科書でも言っている12キロメートル、この範囲で言えば3町でほぼ地産地消というくくりなのかなというふうに感じました。

要するに、大河原産も村田産も柴田町産も、これは一括して地元の産物なんだというふうに 捉えていけば、数が足りないというところもさらにこの3町共同で解消できるのかなというふ うなこともちょっと感じましたので、発言させていただきました。以上でございます。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 「しばた食と農のまちづくり条例」で、実際には今後地産地消を進めていくということがうたわれているわけなんですけれども、それはやっぱり隣町ではなくてできればこの町っていう思いってあると思うんですね。なぜなら、「柴田」がつきますよね。子供たちに地産地消といったときに、「大河原町の誰さんがつくったホウレンソウだ」というよりは、柴田の例えば「下名生の何とかさんがつくったホウレンソウですよ」って言ったほうが、やっぱり子供たちとすれば「ああ、この町のものだ」、それから見学をする上でもとっても、生産者と交流する上でもやはり小さい範囲のほうが地産地消というのは進むんですよね。学校に生産者に来ていただいたり、直接畑や田んぼに見に行ったりということは、やっぱり町で行うからこそできて、なかなか3町に広げるとそれは計画していくのがとても困難になってくると思うんですね。ですから、本当の意味での地産地消というのは、やっぱり柴田のこの狭い範囲で考えたほうが進んでいくと思うんです。

私が一番ひっかかるのは、配送は少し時間をかければもちろん大丈夫だと思うんです。3町合わせても、大した距離ではない。でも、柴田に住んでいる子供たちは、やはり柴田のものを食べてほしい。柴田のものを食べて、おいしかった。家庭に帰って「きょうは誰々さんのこれが出たよ」というふうに話してくれることで、食育につながっていくというか、それが家族も巻き込んでいくんじゃないかなと思うんですね。こういう町というくくりについて、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) 給食センターの食材についての地産地消ということについての ご質問と受けとめておりましたけれども、やはり今現在でも米につきましては柴田町産の米と いうことで、柴田町では対応しております。でも、食材の種類によりましては、その献立で必 要な全量を柴田町内から、生産者はいらっしゃるんですけれども、給食センターへの納入を全 量いただけるということにはなっていないわけなんですね。それは、価格の面もあると思うん です。そういう意味では、もし柴田町産の産物を100%取り入れてやるとなると、これは負担 をいただかなくちゃならない。つまり、高価なものになっていくということも判断しなくちゃ ないんじゃないかなというふうに考えているところなんです。

ですから、やはりできることは今も続けておりますけれども、そういう意味では段階的に考えていくということも調整しなくてはないのかなというふうに考えているところでございます。

- O仮議長(大沼惇義君) 質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) この給食センターについては、何もここで今結論を出すわけでも何でもなくて、これから検討していくわけですから、いろいろなことを想定して、そして最終的には子供たちにとってどうなのかという視点を持っていただきたいと思います。どうも今までの説明だけでは、全くそういう視点ではなくコスト面だけでの説明だったので、これからは保護者を巻き込んで、中学生だったら中学生の考えも、いろいろ聞いた上で決めていったほうがいいと思うんです。これについては、教育長いかがでしょうか。私のこの考えについては。
- ○仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 全くそのとおりだなというふうに思います。ただ、学校で行う食育、実際には「食に関する指導」と言っているんですけれどもね、学校の場合には。食に関する指導の中心的な教育活動というのは、実は教科としての家庭科の授業なんですね。そこのところ忘れてはいけないんですが。年間、中学校であれば、技術家庭科ですから技術も合わせてになりますが、70時間ほど1年生、2年生。3年生は、たしか35時間ですかね。35時間というのは、1年でいいますと大体1週間に1時間という意味なんですけれどもね。これが小学校5・6年生も家庭科を勉強するんですが、小学校の5年生で60時間くらい家庭科を勉強するんですね。それから、6年生が55時間ですかね。かなりの時間家庭科の授業というのをやるんですね。その中のいわゆる食に関する部分については、大体3分の1くらいなんでしょうかね。そんなのが、大体教科書レベルでの時間だと思うんですが。

さて、どんな内容の勉強をしているのかということなんですが、教科書から拾ってみますとたくさんのことを実は勉強しているんですね。調理実習はもちろんなんですが、これも中学校クラスになるとたくさんの、さまざまな種類の調理実習というようなことが入りますし、それから一般的に項目を拾ってみますと「健康と食生活」「食品と栄養素の働き」「食事の計画」「食品の流通・加工・調理」「地域の食材と郷土料理」「環境と食生活」まで、詳しく実は勉強しているんですね。これがいわゆる学校で勉強する、学習する「食に関する指導」、つまり食育ということでありまして、給食というふうになってくると、それを実際に食べて見るという話なんですが、そこに当然ながら地産地消とかそういったものがかかわってくる。そういったことを、直接子供たちが栄養士さんたちの説明を聞きながらとか、あるいは学校だよりを見

ながらとか、そういったことで学んでいくというふうなのが、大きな子供たちの学習ということで、中心になっているのは実は家庭科の学習なんだということも、そこをきちんとしておきたいなと。

その上に立って、さて柴田町はどうすべきなのかというのは、これからいろいろと議論を進めてまいりたいなというふうには思っております。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) いろいろ議論していただきたいと思います。学校給食、本当においしいと言われる給食を出しているところ、食育に積極的に取り組んでいるところはほとんど地産地消に力を入れて、大抵は広域ではなくやはりその町、その市でとれたものをたくさん給食に取り入れるように努力しているところがたくさんありますので、柴田町もそのようになっていただきたいと思います。

どうぞ、これからとにかく議論はしっかりとやっていただきたいと思います。要望しておきます。

では、傾聴についてです。

先ほど、町内には傾聴ボランティアは2名ということだったんですが、全国的にはかなりこの傾聴ボランティアの活動というのは広がっているんですよね。それで、これをごらんになったことはありますか。ホールファミリーケア協会というところが、傾聴ボランティア体験記というのをことし1月に出版しているんですけれども、各地の活動の状況、それから3.11後の被災地へ入っての活動の状況等が載っております。仙台では行われているんですが、やはり県内はまだまだ少なくて、柴田町というのは結構いろいろな意味でのボランティアが活動している町ですので、ここはやはり町がまずは率先して傾聴ボランティアの本当は研修をやることによって、ボランティア活動をする方がきっとたくさんいらっしゃるだろうなと思いますので、ぜひお願いします。

町長の先ほどの答弁では、社協と一緒にということでしたので、ほかの町も見てみると窓口はやはり社会福祉協議会なんですよね。社会福祉協議会に登録して、そこから派遣されるという形で行っているのがどうも多いようです。ですから、ぜひ早い段階で研修会を、1回だけではなくて何度か行ううちに何人かずつふえていきますから、その人たちがまとまって活動できるようになると、町内全域をカバーできるようになると思いますので、そこはどうぞ早い段階でお願いしたいと思います。要望ではあれなので、いつごろどうするとかもしあれば、お願いします。

- ○仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(駒坂公一君) お答えいたします。

先ほど町長答弁でも申し上げたとおり、平成25年度事業として社会福祉協議会のほうで実施すると。町としても、連携をして行っていくという考え方でございます。時期ですが、ほかの事業との調整もあるということで、今の時点では秋ごろ予定したいというふうに考えております。基本コースということで、3回1コースなものですから、そういう形で実施したいという考え方でございます。

- O仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 3回で1回の研修になりますから、それを2回、3回と繰り返していただきたいと思います。要望しておきます。

太陽の村についてなんですけれども、いろいろ町でも計画していて、震災の影響でできなかった部分とかがあるということなので、整備については本当に期待しているところです。

それで、きのう施政方針では町有林を船迫こどもセンターに使用し、伐採、製材、加工等を地元業者で行い、その過程を記録し、子供たちに地球に優しい森林や木造建築を知ってもらう学習に役立てますという説明がありました。その延長上に、子供が参加してのツリーハウスづくりがあると思うんですね。こういう木材を利用したものをまず学ぶことから、自分たちでもつくってみたい、そこに発展させることが大事だと思うんです。ですから、ツリーハウスも計画としては盛り込んでいるというんであれば、そこに計画の段階から子供たちに参加してもらって、一緒につくるというふうに持っていっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) そのように、前向きに取り組みます。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 現在の子供たちに足りないのが「3つの間」だと言われて、町長も何度かおっしゃっていましたけれども、「豊かな時間」や「空間」「仲間」、これが3つの間ですね。もう1つ間があるんですよ、何かわかりますか。農政課長わかりますか。「手間」です。今の子供たちは、手間をかけていないんですよね。ですから、やっぱり自分でつくる、それにかかわることでつくる楽しさを味わってほしいので、ぜひそれは行ってください。

それから、この自然の中で遊ぶ、大胆な遊びをするということはとても大事なんですが、それプラス、そこができてきたら本当の意味での自然観察とか、そちらまでやっぱり持っていきたいわけですよね。私は、その入り口が例えばアスレチックだったり、そり滑りとかそういう

遊びをすることに、まず「おもしろいからやる」というところから一歩進んで「いこいの森」もあれば、太陽の村だって韮神から歩くととてもいい自然観察ができますよね。そういうふうにコースを、子供でも参加できるハイキングを募ってみたり、いろいろな遊びってあるんですよね。葉っぱを集めて、それをもちろん図鑑で調べるということもあるし、同じ色の葉っぱを集めるとかいろいろな遊びを通して子供は学んでいくと思いますので、つくって終わりではなくて、遊具をつくって終わりというのは中途半端なんですね。その先までを考えた子供の遊び、全体を太陽の村一山を本当に子供の拠点にできないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 太陽の村は昭和52年に開村しまして、大分整備された自然だと思うんですけれども、議員おっしゃるように本当は私らが小さいころは里山を利用して、ツリーハウスとは言わなかったんですけれども、子供たちで木の上に隠れ家をつくって遊んだと。それから、山道もいっぱいありましたから、大人に教えられなくても自分たちの遊び場がたまたま山しかなかったということで育ったんですけれども、議員おっしゃるように本当は私はそのほうが一番いいのかなと思っています。余り整備して、「そこで遊んでください」と言ったんでは本物にならないということですが、なかなか今の子供たちにはそれを言っても難しいので、議員おっしゃるように「町民いこいの森」なり、あるいは韮神までのハイキングコースですか、子供たちでも安心して子供たちだけで遊べるような、自由にやれるようなことにも今後取り組んでいきたいというふうに思います。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 1つ紹介しておきたいんですが、小中学生の山村留学を行っている長野県の泰阜村のNPO法人「グリーンウッド」というところがあるんですが、そこでは子供が大人と一緒になって1年をかけて、廃材を使って自分たちの住む家をつくったんですね。それがこういう本に紹介されていてびっくりしたんですけれども、本当に子供って一生懸命にやるんですね。「子供だからできない」ではなくて、やっぱり子供のその能力というのを引っ張り出す、それが私たち大人の責任だと思うし、柴田町はこれだけ自然に恵まれていますから、都会の教育ではなくてやはり自然、この自然を利用した教育に取り組んでいただきたいと思うんです。ですから、ツリーハウスもいろいろなところにあっていいと思うんですよね。最初は太陽の村、それから各学校に自分たちでつくったり、保育所や幼稚園につくったりというふうに広がっていけば、そこから子供たちの遊びが広がり、つくる喜びとかも出てくると思うんで

す。教育長、いかがでしょうか。

- ○仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 私も子供のころのことを思えば、農政課長と同じ体験をしておりますので、まさに子供たちに自然の中でぜひ伸び伸びと育ってほしいなというふうに思いますし、ただその中で今盛んに言われているというか、学校の社会的な使命といいますか、やはり学力向上という面もありますし、いろいろな学校に対する社会の要請を受けとめながら、学校としてはさまざまなことに、食育もそうなんですが、そういったところからさまざま取り組んでいきたいと、できる範囲で頑張っていきたいというふうに思っております。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 自然の中で培ういろいろな力というのは、つくるほうの創造力だったり、思うほうの想像力だったり、子供の学力を培う上ではとっても大切なものなんですよね。ところが、今柴田町ではどちらかというと学校でも都市化して、都市の子供たちと同じような遊びをしているんですね。例えば船迫団地なんかは団地の中にありますから、なかなか子供たちが自然の中で遊ぶということがなくなってしまって、ですから学力向上というのは本来はその自然の中から学んでいくことも学力です、1つの。そこからいろいろな発見があり、そしてそこから自分で調べることで、調べたりつくったりいろいろなことを体験する上で学んでいく、それが子供の本当の学力になっていくと思うんですね。

ですから、家庭でなかなか今いろいろな体験をさせられなくなっている。学校を通して、何とか子供たちへの教育、そのとき学校の授業時間中というのはなかなか難しいですから、そうすると夏休みを利用して、冬休みを利用してとか、土日を利用した子供の体験をもっとふやしていくということができないものでしょうか。何かいつももどかしさを感じています。もっと子供たちは、本来はいろいろな力があって、やりたいだろうにできないでいるということが、何かかわいそうだなという思いで見ているんですね。だから、きっかけづくりは最初は町が働きかけるかもしれないけれども、そこから保護者が動き出していく、いろいろな団体が生まれていく、そのきっかけづくりができればいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(阿部次男君) 大変理念的な部分に入って、なかなか難しい問題なのかなというふう に思うんですが、学校現場としては中学校3年でのちょうど今の時期で、最終的には受験があると。高校受験があるというところで、その学力の問題ということが先生方の頭の中にも子供

たちの頭の中にも、やはり中3での受験ということで高校入試の問題というのはどうなっているのかというところを考えると、なかなか子供たちが体験を通して身につけたものをはかってくれるような、そういう出題があれば非常に学校としても、それこそ多くの時間をかけて子供たちに体験をさせたいと思うんですが、もちろん自然体験も含めてさまざまな体験、なかなかそれが体験をさせるだけの時間的な余裕がない。実は、それをしようと思ったのが例の「ゆとり教育」ということだったんですね。子供たちに試行錯誤とか、時間をかけて失敗をさせながら学ばせるというふうな方向だったんですが、それが国際的な学力調査では点数にならないと、あらわれてこないということで、今はそれが否定されてとにかく点数をとるようにと、国際的に成績が、いわゆる順位が落ちているということで、学校が批判されているわけですよね。さまざまなそういう、ちょっと学校教育というのはいかにあるべきかというそういう理念の中で、模索しながら学力も、そして子供も子供らしく成長するという人間教育の部分もいろいろ考えながら、総合的に育てていきたいというところあたりが理念的なところでの学校教育なのかなというふうに、ちょっと可もなく不可もなくという答弁になってしまうんですが、そんなところが現状だと思います。以上でございます。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 柴田の子供への教育ということを、これからもっとみんなで話し合って、いろいろ実験していくということも大事じゃないかと思うので、そこは進めていただきたいと思います。

それから、学校の保健室と図書室への冷房設置、何とか図書室も町長、大丈夫そうですね、 そうすると。平成25年度学校施設整備で。うまくいけば、じゃあ全部の学校にというふうに考 えてよろしいですか。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 大坂議員にもお話ししましたけれども、さっき言ったように国の補正予算に今手を挙げている事業が認められますと、そのお金が回り回ってそういう関係に費やすことができますので、つけば当然25年度に保健室、図書室、それからIT室までいくかどうか、もちろん教職員の部屋までいけるんではないかなというふうに思っております。ただそのときには、子供たちには26年の夏からにしかちょっとなりませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。もし保健室だけだったら、債務負担行為をとって25年度で間に合わせますけれども、全体でつけてもよろしいということになれば、26年度から一斉に残りの学校をつけていきたいというふうに思っております。補正予算に期待をしているところでご

ざいます。

- 〇仮議長(大沼惇義君) 再質問どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 町長は、「子ども議会」で保健室については答弁していますから、子供への約束は守らなければならないので、まずは保健室、じゃあ平成24年度の補正予算で必ずつけないと子供たちががっかりしますので、やりますと言ってしまいましたよね、もう一度確認です。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 保健室は24年度の債務負担行為で、国の予算がつこうがつくまいがやらせていただきたいと。そのときには、債務負担行為をよろしくお願いしたいというふうに思っております。国の補正予算がつけば、残っている5校ですか、全部につけるということで、財政課長の顔をちょっと見なきゃないんですが。
- 〇仮議長(大沼惇義君) 財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 町長の言うとおりなんですが、一番いい場合についてはいわゆる事務室、職員室まで含めて全部整備したいんですが、今町長が平成26年度と言ったのは全部やったときに本当に25年度の夏に間に合うか間に合わないかは、これは工事業者によって決まってしまいますので、そこで絶対間に合わせますよということは、今ここで約束はできない。25年度中に工事をやることはやるんですけれども、もしかしたら残暑だけというふうになるかもしれません。その時期には何とかと思うんですけれども。
- O仮議長(大沼惇義君) 再質問ありますか。
- O17番(白内恵美子君) ないです。
- ○仮議長(大沼惇義君) これにて17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

15時より再開します。

午後2時45分 休 憩

午後3時00分 再 開

〇副議長(白内恵美子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番佐久間光洋さん、直ちに質問席において質問してください。

[3番 佐久間光洋君 登壇]

○3番(佐久間光洋君) 3番佐久間光洋です。大綱1間質問いたします。

環境条例の策定は進んでいるか。

私が平成23年9月の定例会で質問した「環境条例の拡充で住みよい町を」では、ペットのふんやごみの不法投棄、落書き、空き家の荒廃などの環境問題に関しての質問をしました。これに対する答弁として、第2次柴田町環境基本計画策定の中で、ふるさと環境町民会議の皆様の意見を踏まえて検討し、平成24年3月までに計画を完了させるとのことでした。

その後、大坂議員が平成24年6月の定例会にて「空き家対策条例」に絞って質問も出されております。これに関しての答弁の中で、ふるさと環境町民会議から平成24年1月24日に町長への提言という形で、「空き地」や「廃屋」の適正管理に関する条例の制定を求められており、平成25年度から取り組むとの答弁でした。

そこで伺います。

- 1)提言の内容はどういうものなのでしょうか。また、来年度から取り組むということですが、ゼロからの出発なのでしょうか、ある程度枠組みができているのでしょうか。
- 2)条例ができれば解決するという簡単な問題ではないと思います。防止策や対処の方法 も、あわせて考えるべきではないでしょうか。
- 3) 町の環境として、視覚的な美しさも必要です。道路脇の雑草やごみが散乱しているところを見かけます。パトロールなどはしているのでしょうか。特に、国道や県道に汚いところがありますが、どのような対処をしていますか。

以上です。

〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 環境条例は進んでいるかでございます。3点ございました。

提言内容はどういうものか、お答えいたします。

法律等で規定されている罰則まで至らないが、個人や地域の力では解決できない環境問題について、条例制定による強制化に進む前に、環境指導員の増員と指導体制の強化策などに取り組み、平成27年度においても現状が改善されないのであれば、権限の強化と罰則規定を伴った条例制定を目指すことを提言するとなっております。

なお、平成24年4月1日現在、全国で54の自治体で条例制定がされており、主な内容として 勧告46自治体、命令31自治体、公表22自治体、罰則3自治体、代執行12の自治体が条例により 規定を設けています。 まずは条例を制定する前の対応として、平成25年度から生活・環境、まちづくり、防犯、防 火の関係各課で連携体制を立ち上げ、その対処について検討してまいります。その対処で改善 が見られない場合は、条例制定を含めた中でさらに検討していきたいと思っております。

2点目、防止策や対処の方法もあわせて考えるべきではないかと。空き家・空き地の現状を 把握するため、行政区長等の協力をいただきながら、現地調査、分析を行い、現状の把握を し、適正管理についての指導強化と並行して改善策も検討してまいります。

本町といたしましては、空き家などの管理について、所有者に対し適切な管理をしていただくよう引き続き文書でもってお願いしてまいりますが、それでも現状が改善されない場合には、条例制定を含めた中でさらに検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の「道路脇の雑草やごみの散乱についてのパトロールの方法」等でございます。

現在ごみの不法投棄等については、15名の環境指導員に区域ごと監視及び指導を行っていただいております。また、環境美化実践委員や行政区長等からの連絡により、雑草処理やごみ収集処理等を行っております。

また、ボランティアによる定期的な清掃活動を実施している団体もあり、国、県への収集したごみの処理もお願いしているところでございます。

国道や県道のごみ処理や雑草駆除については、その都度、都市建設課と連携し、所管する国 道維持出張所、県土木事務所へ連絡をし、対処していただいております。

事例としては、国道4号四日市場交差点付近の待避所、槻木高架橋の東禅寺の上にある待避 所や、白石川土手内川堤防のボランティアによる定期清掃がございます。

以上でございます。

- **○**副議長(白内恵美子君) 佐久間光洋さん、再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 今回条例という形で、それは1つの切り口なんですが、条例をつくれば解決するということであればこんな簡単な話はないんで、実際はなかなか難しいというところがあります。ただ、その条例というものに対しての考え方というか、ここでちょっと確認をしたいということで私は今回質問の中に出したんですが、まず条例をつくるという時点で、私は環境全体を盛り込んだ形で想定しているんですけれども、柴田町の将来がこのような形になる、例えば道路であったり山林であったり、あといろいろな構造物とか施設、建物、そういったのを全部含めて柴田町の形のあり方、それをこういった形で求めているんだというふうなまず提言をする意味で、条例という形であらわしていただきたいというふうな願いが込められ

ております。

ですからそれができれば、まずは持ち主がたとえ個人であれ、今の法律の体系ではちょっと 個人にはなかなか行政が手出しをできないという1つの限界がありますから、条例でもって指導であるとか協議であるとか、それからあとは助成であるとか、そういったいろいろなかかわりが持てるんではないのかなと。そういったところを通して、まず目的とする柴田町の全体の自然環境もそうだし生活環境、こういったところを望んでいるんだというふうなところが実現できる1つのステップとして、この条例というものを考えております。

ですから先ほど平成27年、そういった形で、もしその前の対症療法がうまくいかなければ考えるという答弁でありましたが、まずは全体として柴田町をこういった形でもっていくんだというふうなところのやつを、これはすぐにはできませんから、こっちの前段階のとはまた別に、今からでもとにかくこういった形で柴田町を環境の意味でつくっていくんだという、そういったものをもう始めていただきたいというふうな思いがあります。その辺のところ、ちょっとあと確認しますけれども、どういった項目を入れるか、その辺のところも含めてなんです。

ちょっと別な例を出しますと、ギリシャなんかは観光で売っています、地中海、エーゲ海みたいなところを。ああいうところは壁とか瓦とか、そういったものも全部色が決まっていて、それでいて初めてあそこが観光地として成り立つ、そういったところも条例で決まっているというふうに聞いております。そこまで厳しくしなくてもいいんですけれども、そういったガイドラインがあるおかげで、結果としてああいった街並みができているという効果もあるわけですから、ぜひこれから町がこういった環境になるんだという枠組みをつくっていただきたいということで、まず1番で「ゼロからの出発なのか、ある程度枠組みができているのか」ということで質問いたしたんですが、ここの部分再度お聞きいたします。今私が話しました、そういった意味での対応ができるのかどうか。すぐにでも始めるということであるならば、ゼロから始めるのか、ある程度考えがあるのか、その辺のところもう1回お聞きしたいと思います。

- O副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) きのうの新聞に載っていたと思うんですが、これまで地域を発展させる 手法として企業誘致ということをやっていたんですが、その企業を誘致した、ちょっと地名は 忘れたんですが、200億円を投入した工場が1年で撤退すると、そういうことが現実に起きて おります。それで、いろいろ補助金政策で企業を誘致したんですが、残念ながら撤退している のが実情でございます。朝日新聞に載っておりましたね。ですから、やはり地域を元気にする には、自分たちの力で地域を盛り上げていかなければならない。そのときに、今一番行ってみ

たいと思える町、それはやっぱり文化の高い町である、景観のある町であると。

この間、広域の研修会がございましたね、あのときにわかりやすい説明で大阪と神戸と京都の話がありました。大阪は文化に力を入れる力がない。なぜなら地域のことは全て行政がやると、そういう市民なので、文化に回す余暇がないので、誰も行きたがらない。神戸は先取り精神が高いので、新しい文化はできます。新しい街並みもできるけれども、結果としてすぐに倒産してしまうと。京都は新しいことはぼちぼちなんだけれども、長年の伝統、文化、景観に守られて、都市が持続的発展をしている、一番元気がいい、そしてみんながそこに行きたいと、そういう思想ですね。

これはまた、企業誘致ということをもちろんやらないというわけではないんですが、それではもう限界なので、自分たちで町をきれいにする、美しい景観を守っていくと、それが価値を生むんだと。ただ、守るためにはまずマイナス要素をなくさなきゃないと。喫緊の課題では、ごみとか空き缶とか空き家とか、それから壊れた看板とか、こういうものを放置しておくことが、魅力を半減するんだということを町民にご理解していただかないといけない。

もう一つは、美しい農村景観を守ってきたのは農家の人なんだと、それをボランティアでやってきたんだと、そういうことを町民に理解していただいて、「景観まちづくり」という言葉が最近使われるようになりました。その思想を展開していく、その盛り上がりの中で条例というのができてくると、条例をつくることが目的ではなくて、条例をつくるための機運、そちらのほうが大事かなというふうに思っております。

ですから議員おっしゃるとおり、ふんとか空き缶とかそういうものは、本来であれば捨てられるにこしたことはないんだけれども、そういうがさつな町には人は来ないし、企業も来ないし、地域的に衰退していくと、そういう思想をやはり持つ必要があるんではないかなと。我々職員も町民も、美しい町を守り育てていく、そこに新たな価値が生み出される景観まちづくり、そういうものを思想として普及させていく中で条例が自然にできて、環境が少しでもよくなればいいのかなという、ちょっと漠とした回答なんですが、そういう思いで今おります。

- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 今の町長からの答弁ですと、私が意図していたこととはまるきり逆の 考え方だと思います。最後に条例があるんではなくて、条例をつくっていく中で、まず柴田町 のイメージが確立されると。それを町民の方たちがみんなが理解して、それでそれに合わせた 形でやっていくということを想定しているという話です。たまたまペットのふんが出ましたけ れども、例えば「ペットのふんを投げてだめだよ」と、「1回投げたら、見つけたら5,000円

取るよ」という罰金とかを含めたとしても、多分それでゼロにならないだろうというふうに、 私は思っています。

あと、提案として出しますけれども、例えばペットのふんを処理するポスト、名前はこいつは仮称「ペットのふんポスト」みたいな感じで、もうちょっといいあんばいにしてほしいとは思うんだけれども、これはよその国にもあります。狙いは、ふんのポストなら誰でもつくれるのね。そこに入れる取る袋があって、手を汚さずにふんにさわらないでとれて、ポツッと入れるという、そういう形式のやつがあります。町内を回ってみますと、「ペットのふんお断り」という看板をあちこちで見ますし、実際に「いや、家の前さふんしていった」と言って、それは後の祭りみたいなものだから、結局は片づけるんだか片づけないんだかわかりませんけれども、そういったところがいっぱいあるというのはわかります。

話飛びますけれども、提案の仮称「ペットのふんポスト」、この辺町のほうでつくるような 考えはありませんか、お聞きします。

- 〇副議長(白内恵美子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) ペットのふんということで、町長の便りまたはメールでも寄せられておりますので、町内には今15名の環境指導員、42の行政区におおむね3行政区を受け持っておりますが、環境指導員がおります。そういう方々にもふん対策についてお願いしております。また、ごみのポイ捨て、それなども対応していただいております。今ご提案があった処理するポスト、どのような対策が一番いいのか、今後環境指導員の方々、またふるさと町民会議の方々、多くの環境にかかわる町民の方々がいらっしゃいますので、また最近では県の獣医師会というのがございまして、獣医師会の方々にもペットの飼い方について実はご協力の要請をしております。今後環境フェアなんかの機会を通しまして、ペットの正しい飼い方、それらについても啓蒙していきたいというふうに考えておりますので、今後町民の方々のご意見をいただきながら、適切な処理ができるように対応してまいりたいと思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 1つの例がペットのふんなんですけれども、それが解決すれば全て終わりという話でもありませんし、まず考えていくということの答弁でしたから、それはお願いしますが、ぜひ見た目にも違和感なく、それでいて簡単に処理ができて、その指導員の方にあと回収してもらうとかという方法でできるかと思うんで、それでとにかく生活をしている人たちが快適に暮らせるという結果に結びついてくれれば、それで結構なわけです。それと同時に、街並みがきれいな景観として保持できて、そういう「ああ、ここの地域は対策をやってい

るんだな」というふうなことがわかれば、多分運動は拡大するんだろうなというふうに思いますので、それはあとどういった形になるか楽しみに待っていたいと思います。

それから、先行きがこうなるんだというところの必要性の1つに、今ちょうど家の近くの公園、伐採が入っています。多分、葉っぱが落ちていい時期なんだろうなというふうに思うんですが、ある方いわく「あの切り方だと、来年どういうふうな枝になるんだか、あの木が大きくなって枝が張ったときに、どういう樹形になるのかというのが見えてこないという切り方をしている」という話をされました。ちょっと私もそこまでは考えなかったんですが、あれは公園とか街路樹なんかも含めて、やっぱりそういった大木の類いは結構あると思いますが、あれの枝払い、剪定のときにはそういった先々のでき上がりのイメージというものを考えて剪定しているのか、説明いただきたいと思います。

- O副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 公園あるいは街路樹関係かと思いますけれども、道路関係についてはなるべく標識が見えるようにということでメーンにやっておりまして、最終的には余り高さが高くならないもの、あるいは枝が脇に膨れないものという形で剪定をまず考えています。

それから公園については、隣の家にかかるとか、そういう形が一番でありまして、余り大きくなれば中高木の剪定はしますけれども、基本的にはやっぱり隣の家にかかっているというのがメーンで、ちょっと場所的には特定できないんですけれども、言葉でいいますとバサッとかからないようにという形で、ちょっと議員の質問でそういう形で切っている箇所があるのかなとちょっと思ったりして、回答とさせていただきます。

- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 行政としては、そういった損害であるとか被害であるとか、そういったところに結びつかないような管理をするという考えでやっているというふうに理解したいと思いますが、町長の言葉だったかどうかわかりませんが、今度は豊かな生活という視点がこれからクローズアップされてくると思いますので、公園とか道路も含めたそういった生活環境の部分に、柴田町の木1本をとってでもさっき全体の木の形というふうなものが感じられるような、そういった細かな配慮、私はこれも1つの豊かな文化のあらわれだと思っていますが、そういったところが出せればいいなというふうに思っております。

ですから、こっちの城址公園のほうもそうなんですけれども、「伐採した、伐採した」という話で相当言われておりまして、いろいろ心配されるということもわからなくはないんです。

ただ、あれだって例えばことしの春、今度青い葉っぱが出るころにはこのような形になるという、明確なイメージが前に出ていれば、それほど心配されなくても済むのかなというふうに思うわけなんで、その辺のところやっぱり先のありようというか、そのイメージをやっぱり出していくということが最低限求められるということなんで、その辺のところをやっぱり豊かな心で対応していただきたいというのが1つの趣旨です。

関連しまして、今度は国道と県道なんですけれども、あそこの何カ所かを今例に、答弁でいただきましたけれども、特に私が気になっているのは表蔵王のゴルフ場のところの脇、あそこに駐車場があるところもそうなんですけれども、その手前のほうも相当ひどいです。ゴルフ場の草も随分こっちに来ていますし、それが相乗効果でまたごみになるのかという感じもするんですけれども、あれはもう1年近くもあのままです。町の管轄ではないというのはわかるんですが、話はしているという答弁だったんですけれども、話をしても1年くらいかかるものなのでしょうか。もう1回お伺いいたします。

- 〇副議長(白内恵美子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(大久保政一君) 国道4号の表蔵王ゴルフ場の付近ということで、岩沼側、白石側、手前の仙台側のほうかなと思いますけれども、あそこに山があったり、それからその脇には白石川の地滑り関係の擁壁が建って、そしてもう一つはゴルフ場からの地滑りの関係でコンクリートの枠があってという形になろうかと思うんですけれども、実は阿武隈川の堤防も除草、草刈り等々していないんです。表は町のほうの桜でしていますけれども、裏側にいきますと刈っていないと話がありました。内容を聞いてみますと、要は震災の関係で全てあっちに行って、業者さんが3回くらい不調になったという話があって、そういう意味では国道の草刈り関係もちょっとストップになっているのかなと、こう思ったりしておりますが、もう一度その後の状況を岩沼国道維持出張所のほうに確認をしまして、なるべく早く刈るようにという形で要望をもう一度したいと、このように思います。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) そうですね、事情は想像つかないこともないんですけれども、だからといって、「じゃあ、待っていられないから町でやる」というわけにもいかないわけでしょう。人のものだから、とにかくお願いするということしかないのかなとは思うんですけれども、ただやっぱりあそこを通る人は大体見かけるわけですから、やっぱり柴田町のイメージというのがどうも本当に目につくんです、汚いという感じがするんで、事情もさることながらやっぱりきちっとやっていただきたいなという感じはいたします。

そういうことで、いろいろ例を出したんですけれども、町長から最初に答弁いただいて、私と考えが違うということでお話しいただきましたけれども、条例を検討していく中でいろいろな「これもしなきゃならない」「あれもしなきゃならない」という考え方、環境に対する考え方が出てくるだろうと。それを、こういった形で町は対処するという、そこのところが一番の狙いなんです。ですから、条例をつくって罰するためとか、それで町民をそのように仕向けるとかというのが意図ではないというところは理解していただけたでしょうか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 議員と同じように、美しい環境をつくるという目的は同じなんですね。 それで、私の場合は条例をつくる過程の中でも、条例をつくった後でも、多くの人がかかわらないと条例が生きないと。生きないということは、美しい環境が保てないということなので、最初に条例づくりから始める切り口もあるのかなというふうにも思いますので、私としてはこのまま放置はできないということなので、職員同士で話し合って多くの方を巻き込んで条例がやっぱり必要だという機運のほうから入っていきたいというふうに思っておりますが、そう遅くならない段階で罰則を伴った条例を制定して、町民に環境を守っていくことの大事さ、それから環境を守っていくことがひいては柴田町の名声を高めることにつながって、多くの人に来ていただけるようになるという思想もあわせて展開をさせていただきたいというふうに思っております。
- 〇副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 何回も言うようになりますけれども、とにかく効力がある、実際それが動くという形になって、どんな形であれ環境として非常にいい、生活環境がよくなるということに結びつけばいいと思います。

それで、ちょっと山のほうを歩きますと、相当荒れております。今回自然保護というのがさくら連絡橋絡みで若干話題にもなりましたけれども、私が知っているあるところの山で、今はやぶになっています。そこは、カタクリのもとは群生地でした。ただ、もう高齢化で管理する人がいないというふうなことで、もうほとんど細い竹と曲がったつるみたいなやつで、もう日が当たらなくなって、カタクリも全滅というふうな形でございます。これも、行政側は民地であるという建前で言えば一切手を加えられないということにはなるわけですけれども、このまま待っていれば当然そういったところの山の、それこそ自然として守らなきゃならないというふうに言われるようなそういった植物なんかも、だんだんと少なくなっていくのは時間の問題だというふうに思いますね。

ですから、自然林という形で、ある程度人が加わってうまく入れる。今のような状態を何というのか、「手つかず」というのか「ほったらかし」というのか、「何とか林」というのかちょっとわかりませんけれども、それがどんどんできている、ふえているという形には多分これからも拍車がかかっていくのかなというふうに思います。この辺についての対策っていうのはないんでしょうか。これは、農政課長ですか。この山の荒廃に関しては、どのように感じていますか。

- 〇副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 今、各地区で農地・水支払交付金ということで、いろいろ清掃なんかもやっております。山についても森林組合に、先ほどの森林監視と同じように定期的に不法投棄物等を毎年1回、今月集めるんですけれども、毎年巡回して相当の量を処分しております。
- ○副議長(白内恵美子君) 民地についての質問があったんですが。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 民有地の荒廃については、以前もお答えしたと思うんですけれども、今森林は非常に手をかけてもお金にならないということで、町内の1社の林業業者以外はほとんど手つかずの状態だということで、荒れ放題だということが実態です。でも、ほとんどその業者につきましては定期的に間伐なり枝打ちをしまして、その方の管理している山林については美しい森林になっていますけれども、個人あるいは槻木の集落で持っている共同山、それについても枝打ちとか間伐すればお金がかかりますので、やらなくちゃいけないんだけれど人夫賃も払えない状況だということで、どこの森林組合も今困っている状態です。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 例の里山ツーリングコースというかハイキングコースね、あそこに関係するようなところは整備はしているんでしょうか。あそこだって民地の山はあるでしょう。
- O副議長(白内恵美子君) 農政課長。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 里山ハイキングコースにつきましては、一部民地もあるんですけれ ども、ほとんどがもともと山道というんですかね、昔からあった細い山の道を利用していると いうことなので、そんなに民有地を通って行くところは、数は多くありません。ですから、人 が今歩いていますので、ほとんど手入れをしなくても歩ける状態になっているということで す。
- O副議長(白内恵美子君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) わかりました。

観光をうたって、よそから人に来てもらうというときに、余り汚い格好も見せられないということなんで、できる限りきれいにしたいなというふうな思いでの、条例の制定というところまで話がいきました。早く制定のステップを進めていただきたいなというふうに思います。 以上で質問を終わります。

O副議長(白内恵美子君) これにて3番佐久間光洋さんの一般質問を終結いたします。 これで本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。 明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時33分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年2月19日

副議長

仮議長

署名議員 番

署名議員 番